

あきな

第969号

平成18年2月10日
毎月10日発行

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市役所
編集兼
発行人 中島修

印刷人 三戸俊彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

規 則

- 市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則（第1号） 1

訓 令

- 秋田市助役事務分掌規程の一部を改正する訓令（第1号） 2

告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定について（第1号） 2
○放置自転車等の撤去および保管について（第2号） 2
○秋田駅東拠点地区の街区の区域および街区符号ならびに住居番号の変更について（第3号） 3
○納税通知書の公示送達について（第4号） 3
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第5号） 3
○市議会臨時会の招集について（第6号） 3
○生活保護法による医療機関の指定等について（第7号） 3
○生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる施術者の指定について（第8号） 3
○生活保護法による介護機関の指定について（第9号） 4
○市議会臨時会に付議する事件の追加について（第10号） 4
○結核予防法による医療機関の指定について（第11号） 4
○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第12号） 4
○介護保険料督促状の公示送達について（第13号） 4
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第14号） 4
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第15号） 4
○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第16号） 5
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第17号） 5
○行旅死亡人の取扱いについて（第18号） 5
○専決処分した予算およびその要領について（第19号） 5

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第1号） 7
○教育委員会臨時会の招集について（第2号） 7
○教育委員会臨時会の招集について（第3号） 7

選 管 告 示

- 検察審査員候補者の選定を行う場所および日時について（第1号） 7

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第1号） 7
○農業委員会の招集について（第2号） 7

上下水道局告示

- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第1号） 7
○指定給水装置工事事業者の指定について（第2号） 7
○指定給水装置工事事業者の指定について（第3号） 8

公 告

- 入札参加業者の公募について 8
○入札参加希望者の公募について 9
○開発行為に関する工事の完了について 9
○都市計画の変更について 9
○農用地利用集積計画の策定について 10
○大規模小売店舗の変更に関する周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項への意見について 10
○開発行為に関する工事の完了について 10
○大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する旨の届出について 10
○入札参加希望者の公募について 10
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可について 12
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可について 12
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可について 12
○建築基準法による道路の指定について 12
○財政報告書の公表について 12

上下水道局公告

- 秋田市水道記念館（仮称）関連業務委託のプロポーザルの提出の招請について 40
○公共下水道山王北幹線築造工事に係る特定建設工事共同企業体の入札参加資格の申請の受付について 40
○平成17年度下水道受益者負担金の賦課対象区域について 42
○入札参加希望者の公募について 42

規 則

市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年1月31日

秋田市長 佐竹敬久

秋田市規則第1号

市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則
市長の職務代理者を定める規則（平成3年秋田市規則第7号）
の一部を次のように改正する。
第2条中「松葉谷助役」を「飯塚助役」に改める。

附 則

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第1号

府 中 一 般
関 係 各 所

秋田市助役事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年1月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市助役事務分掌規程の一部を改正する訓令

第1条 秋田市助役事務分掌規程（平成14年秋田市訓令第1号）
の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

(1) 相場助役 総務部、財政部、市民生活部、福祉保健部、
地域振興局、収入役室、秋田公立美術工芸短期大学、市立
秋田総合病院、上下水道局および交通局ならびに消防に関する事務
ならびに市長以外の執行機関の職員に補助執行させている事務

(2) 飯塚助役 企画調整部、環境部、商工部、農林部、建設
部、都市整備部および国体局に関する事務

第3条中「松葉谷助役」を「飯塚助役」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（指定事務）

第4条 市長は、必要と認めるときは、前2条の規定にかかわらず、特に助役を指定して事務を担任させることができる。

第2条 秋田市助役事務分掌規程の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、上下水道局および交通局」を「および上

下水道局」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成18年2月1日から施行する。ただし、第2条の規定および次項中秋田市行政審議委員会規程（昭和40年秋田市訓令第11号）第3条第2項の改正規定（「、交通事業管理者」を削る部分に限る。）は、同年4月1日から施行する。

（秋田市行政審議委員会規程の一部改正）

2 秋田市行政審議委員会規程の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「松葉谷助役」を「飯塚助役」に改め、「、交通事業管理者」を削る。

（秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程の一部改正）

3 秋田市アメリカシロヒトリ防除対策会議規程（昭和48年秋田市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「相場助役」を「飯塚助役」に改める。

（秋田市職員服務規程の一部改正）

4 秋田市職員服務規程（平成7年秋田市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「相場助役」を「助役」に改める。

告 示

秋田市告示第1号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づく医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行規則（平成7年秋田市規則第34号）第13条の規定により告示する。

平成18年1月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

診療科目	医師氏名	医療機関名	所在地
脳神経外科	小林紀方	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号
眼科	佐藤徳子	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地2
眼科	前田貴美人	医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号
内科	畠山卓	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地2
内科	奥山慎	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地2
内科	多田光範	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番地2

秋田市告示第2号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成18年1月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- | | |
|--|----|
| ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および
同地区自転車等放置規制区域 | 8台 |
| イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および
同地区自転車等放置規制区域 | 2台 |
| ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および | |

同地区自転車等放置規制区域	1台
(2) 撤去し、保管した年月日	平成17年12月18日から同年12月23日まで
(3) 返還を行う時間および場所	ア 時間 午前10時から午後7時まで イ 場所 秋田市中通七丁目1番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間	平成18年1月20日から同年7月20日まで
2 返還を受けるために必要な事項	自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
3 所有権の帰属	この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
4 問い合わせ先	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市市民生活部生活課 電話866-2035 秋田市中通七丁目1番3号 秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第3号

秋田市住居表示に関する条例（昭和38年秋田市条例第17号）第2条および第3条第3項の規定に基づき、秋田駅東拠点地区について、次のとおり街区の区域および街区符号ならびに住居番号を変更するので、同条例第2条および第3条第4項の規定により告示する。

平成18年1月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 街区の区域 別図（省略）のとおり
- 2 街区符号および住居番号 別添住居表示新旧旧新対照表（省略）のとおり
- 3 変更期日 平成18年2月1日

秋田市告示第4号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年1月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成17年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があるので、次のとおり告示する。

平成18年1月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称

添川町内会	
2 認可年月日	平成11年2月18日
3 変更があった事項およびその内容	代表者の氏名および住所 変更前 萩原 隆雄 秋田市添川字添川60番地 変更後 船木 耕太郎 秋田市添川字湯沢62番地
4 変更年月日	平成18年1月17日
5 変更の理由	役員改選による

秋田市告示第6号

平成18年1月24日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。
平成18年1月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

付議事件

- 1 平成17年度秋田市一般会計補正予算（第5号）に関する専決処分について承認を求める件
- 2 秋田市助役の選任について同意を求める件
- 3 秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件

秋田市告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年1月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
さとう脳神経・メンタルクリニック	秋田市中通一丁目3番5号 秋田キャッスルホテル2階	平成17年12月16日

2 廃止

名 称	所 在 地	廢 止 年月日
さとう脳神経・メンタルクリニック	秋田市中通一丁目3番46号 メディカルモール仲小路3F	平成17年11月30日

秋田市告示第8号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年1月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
豊巻 大樹	よまき 整骨院	秋田市大住二丁目17番6号	平成17年12月13日

秋田市告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年1月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名称	所在地	指定年月日
やさしい手 秋田ももさだ	秋田市新屋表町4番5号	平成18年1月1日

秋田市告示第10号

平成18年1月24日招集の秋田市議会臨時会に付議する事件を次のとおり追加する。

平成18年1月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

付議事件

- 1 平成17年度秋田市一般会計補正予算（第6号）に関する専決処分について承認を求める件

秋田市告示第11号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定に基づき告示する。

平成18年1月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名称	所在地	指定年月日
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号	平成17年12月16日

秋田市告示第12号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成18年1月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住所	名称
357	飯島道東三丁目6番45号	ファミリーマート 秋田飯島道東三丁目店

秋田市告示第13号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該介護保険料督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年1月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成17年度介護保険料督促状

秋田市告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成18年1月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称

秋田市東町内会

- 2 認可年月日

平成9年4月7日

- 3 変更があった事項およびその内容

名称

変更前 東町内会

変更後 秋田市東町内会

区域

変更前 本会の区域は、河辺郡河辺町岩見字東、二階渕、川原琴、貝住沢口の区域とする。

変更後 本会の区域は、秋田市河辺岩見字東、二階渕、川原琴、貝住沢口の区域とする。

事務所

変更前 河辺郡河辺町岩見字東49番地2

変更後 秋田市河辺岩見字東49番地2

代表者の氏名および住所

変更前 石塚勝廣

河辺郡河辺町岩見字東62番地1

変更後 石塚勝廣

秋田市河辺岩見字東62番地1

- 4 変更年月日

平成18年1月25日

- 5 変更の理由

住所等の表示の変更による

秋田市告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成18年1月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称

台町内会

- 2 認可年月日

平成9年2月12日

- 3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 この会の区域は、河辺郡河辺町岩見字鍛冶屋敷、字岩見、字打越、字曲田、字闇口川原、字筒出の区域とする。

変更後 この会の区域は、秋田市河辺岩見字鍛冶屋敷、字岩見、字打越、字曲田、字闇口川原および字筒出の区域とする。

事務所

変更前 河辺郡河辺町岩見字鍛治屋敷91番地1
変更後 秋田市河辺岩見字鍛治屋敷91番地1

代表者の氏名および住所

変更前 佐藤正春
河辺郡河辺町岩見字鍛治屋敷93番地3
変更後 石塚英武
秋田市河辺岩見字鍛治屋敷26番地

4 変更年月日

平成18年1月25日

5 変更の理由

住所等の表示の変更および役員改選による

秋田市告示第16号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成18年1月30日

秋田市長 佐竹敬久

1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
358	仁井田字川久保27番地1	ファミリーマート 秋田仁井田川久保店

秋田市告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成18年1月30日

秋田市長 佐竹敬久

1 変更があった認可地縁団体の名称

道山町内会

2 認可年月日

平成5年3月30日

3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 この会は、河辺郡河辺町三内字道山の区域に住所を有する者をもって構成する。

変更後 本会の区域は、秋田市河辺三内字道山の区域とする。

事務所

変更前 河辺郡河辺町三内字道山110番地

変更後 秋田市河辺三内字道山110番地

代表者の氏名および住所

変更前 齊藤左武郎

河辺郡河辺町三内字道山125番地

変更後 齊藤左武郎

秋田市河辺三内字道山125番地

4 変更年月日

平成18年1月30日

5 変更の理由

住所等の表示の変更による

秋田市告示第18号

平成17年12月30日、行旅死亡人を取り扱ったので、行旅病人及

行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成18年1月31日

秋田市長 佐竹敬久

1 本籍、住所、氏名

不詳

2 性別

男性

3 人相、体格、特徴等

身長172cm、年齢50歳代位、中肉、フード付き紺色防寒着上下、長袖緑色ジャンパー、青色Tシャツ、長靴（サイズ27cm）、白色靴下、橙色手袋、白色タオル姿

4 発見年月日（時刻）

平成17年12月30日（午前10時頃）

5 死亡場所又は発見場所

秋田市新屋町字清水出脇地内 一級河川雄物川の河口南方約200mの日本海波打ち際

6 死亡年月日（時刻）

平成17年12月30日（午前7時頃）と推定

7 処置

平成17年12月30日、秋田中央警察署靈安室で見分の結果、身元が判明しないため、平成17年12月30日に死体を引き取り、平成18年1月2日午前10時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨は、秋田市樅山古川新町68番地の長泉寺に安置している。

8 連絡先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室

電話番号 018（866）2494

秋田市告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は別紙のとおりである。

平成18年1月31日

秋田市長 佐竹敬久

専決処分書

平成17年度秋田市一般会計補正予算（第5号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成17年度秋田市一般会計補正予算（第5号）

平成17年度秋田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119,138,662千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金		1,735,801	500,000	2,235,801
	2 基金繰入金	1,717,419	500,000	2,217,419
歳 入 合 計		118,638,662	500,000	119,138,662

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		19,626,869	500,000	20,126,869
	2 道路橋りょう費	5,243,646	500,000	5,743,646
歳 出 合 計		118,638,662	500,000	119,138,662

専 決 处 分 書

平成17年度秋田市一般会計補正予算(第6号)の件
上記の件は、次のとおり地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成17年度秋田市一般会計補正予算(第6号)

平成17年度秋田市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120,138,662千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金		2,235,801	1,000,000	3,235,801
	2 基金繰入金	2,217,419	1,000,000	3,217,419
歳 入 合 計		119,138,662	1,000,000	120,138,662

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		20,126,869	1,000,000	21,126,869
	2 道路橋りょう費	5,743,646	1,000,000	6,743,646
歳 出 合 計		119,138,662	1,000,000	120,138,662

教 委 告 示

秋田市教委告示第1号

平成18年1月19日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成18年1月16日

秋田市教育委員会
委員長 千葉 昭

秋田市教委告示第2号

平成18年1月25日午前10時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会臨時会を招集する。

平成18年1月24日

秋田市教育委員会
委員長 千葉 昭

付議案件

1 秋田市教育委員会委員の辞職について同意を求める件

秋田市教委告示第3号

平成18年2月1日午前10時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会臨時会を招集する。

平成18年1月30日

秋田市教育委員会
委員長 千葉 昭

付議案件

1 教育長の選任に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第1号

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条の規定により検察審査員候補者の選定を行う場所および日時を次のように定めたので同条第3項の規定により告示する。

平成18年1月5日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古谷 隆一

1 場所 秋田市山王一丁目2番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時 平成18年1月10日 午前9時

農 委 告 示

秋田市農委告示第1号

平成18年1月17日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成18年1月11日

秋田市農業委員会会長 柏谷 健作

1 案件 秋田市河辺三内字寺田1番地 山上義昭の現況非農地証明願いに関する件 外14件

秋田市農委告示第2号

平成18年1月31日午後2時 秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成18年1月25日

秋田市農業委員会会長 柏谷 健作

1 案件 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審議の件 外1件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第1号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成18年1月18日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正敏

1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日
平成18年2月2日

2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域

新藤田字高梨台、手形字大松沢、手形字大沢、下北手松崎字大沢田、仁井田本町三丁目、仁井田目長田一丁目、浜田字石山、浜田字出小屋、広面字谷内佐渡、広面字釣瓶町、広面字赤沼、新屋勝平台、新屋朝日町、金足追分字海老穴、外旭川字大谷地、外旭川字小谷地、将軍野南四丁目、添川字地ノ内および添川字境内川原の各一部

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 終末処理場の位置および名称

秋田市向浜二丁目3番1号

秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センター

6 関係図面の縦覧場所

秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局お客様センター

7 縦覧の期間

平成18年1月19日から2月1日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

8 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市上下水道局告示第2号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第1号の規定により告示する。

平成18年1月25日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正敏

指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地	指定年月日
有限会社 管オオタミ	加藤 則明	秋田市山王沼田町 2番10号	平成18年 1月25日

秋田市上下水道局告示第3号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第1号の規定により告示する。

平成18年1月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地	指定期間
秋田東北商事株式会社	近藤嘉之	秋田市卸町四丁目8番9号	平成18年1月30日

公 告

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加業者を公募する。

平成18年1月12日

秋田市長 佐竹敬久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は下表のとおりである。

業務名	内 容	予定価格（税抜） ※最低落札額	入札参加要件
広報あきた広告掲載業務	平成18年4月～平成19年3月まで、毎月1日と16日に発行する広報あきたに掲載する広告の募集と原稿作成（1月1日号を除く23回分） ※広告主からの広告料は落札者の収入になります	5,750,000円	①広報あきたに掲載する広告の募集、掲載原稿の作成が可能であること ②過去2年の間に市、国（公社、公団および独立行政法人を含む）、県または他の地方公共団体と公共的な業務に関する契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること ③秋田市内に本社、支店、営業所等を有する者であること ④租税に滞納がないこと

(2) 上記業務に係る基本的な入札条件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 秋田市指名停止措置要綱および秋田市指名停止措置要綱（物品の納入および製造）の規定による指名停止期間中の者でないこと。

2 業務の仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成18年1月12日(木)から平成18年1月19日(木)までの平日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧の場所 秋田市企画調整部広報課（市役所本庁舎2階）

3 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成18年1月30日(月) 15時00分

(2) 入札の場所 第1研修室（市役所研修棟2階）

(3) 契約日 平成18年1月31日

(4) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免除事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成18年1月19日(木)までに、次に掲げる書類（以下、「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 契約経歴書

ウ 法人登記簿謄本（申請日前の3ヶ月以内のもの。写し可）

エ 納税証明書（写し可。領収書の写し、口座振替済通知書の写しでも可）

・法人市民税…直近の事業年度のもの

・固定資産税…平成17年度第1期～第3期分

(2) 申込書等の提出 申込書等は持参によることとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け 申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付時間 平成18年1月12日(木)から平成18年1月19日(木)までの平日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市企画調整部広報課

ウ 申請用紙 秋田市企画調整部広報課または秋田市ホームページから入手のこと

5 入札保証金および契約保証金 免除とする

6 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により指名されない場合がある。その者には選定通知によりその旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成18年1月24日(火)に行う。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市企画調整部広報課文書広報担当

電話018-866-2034

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年1月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。
 - ア 委託名
平成17年度秋田市労働実態調査業務委託
 - イ 調査対象
秋田市内の常用従業員5人以上の事業所3,000社
 - ウ 委託期間
平成18年2月1日から平成18年3月31日まで
 - エ 入札参加要件
次の①から③の要件を満たすこと
 - ①過去10年間に、地方公共団体の委託を受け、調査票の発送・回収、調査、集計および解析業務の実績を有する者
 - ②秋田市に本社、支店又は営業所等を有する者
 - ③租税に滞納がない者
 - (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
 - イ 本市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成18年1月31日(火)午前10時00分
- 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所分館会議室(1階)
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成18年2月1日(水)
- 注意事項**
 - (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成18年1月20日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
 - イ 営業経歴書(様式2(省略))
 - ウ 納税証明書
 - ・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)
 - ・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)
 - ・秋田市に納めた固定資産税(申請日が属する月において、納付期限が到来している期の分までの直近4期分の証明

書)

※消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの
※納税証明書に代わって、各納付書の写しの提出でも可。

また、固定資産税および個人市民税を口座振替により
納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振
替納付済みのお知らせ」の提出でも可

エ 住民票(法人にあっては登記簿謄本。写しでも可)
※申込日から3ヶ月以内に発行されたもの

(2) 申込書等の提出

申込書等の提出は持参によるものとし、郵送又は電送によ
るものを受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成18年1月16日(月)から平成18年1月20日

(金)までの午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市商工部工業労政課

ウ 申請用紙 秋田市商工部工業労政課又は秋田市ホーム
ページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成18年1月25日(木)午後に郵送する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項**(1) 閲覧期間**

平成18年1月16日(月)から平成18年1月20日(金)までの午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所

秋田市商工部工業労政課

(秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所分館1階)

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市商工部工業労政課担当
電話 018-866-2114

秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により、平成17年8月23日付け秋田市指令第4913号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年1月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

青森県弘前市大字南大町一丁目1番地1

株式会社東日本不動産

代表取締役 秋元 浩

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市手形字十七流39番1および40番4

秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定にお

いて準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更した
いので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第
1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の
縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに意
見書を提出することができる。

平成18年1月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画用途地域

2 都市計画を変更しようとする区域

秋田市下新城長岡字毛無谷地、飯島字堀川、下新城中野字街
道端西、飯島西袋一丁目、添川字地ノ内、下北手松崎字大巻、
桜二丁目、下北手桜字袖ノ沢、大平台四丁目、桜ヶ丘三丁目、
外旭川字山崎地内

3 都市計画の案の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

4 都市計画の案の縦覧期間

平成18年1月24日から平成18年2月7日まで

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項
の規定により、農用地利用集積計画（平成17年度第9号計画）を
定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に
供する。

平成18年1月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 閲覧場所 秋田市農林部農林総務課

2 閲覧期間 平成18年1月25日から

平成18年2月13日まで

ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く
平日。

3 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の
規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環
境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同
条第6項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に
供する。

平成18年1月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 大規模小売店舗の名称および所在地

(1) 名称 マックスバリュ山王店

(2) 所在地 秋田県秋田市川尻大川町8番25号

2 市の意見

夜間に発生する騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測
において、予測地点CおよびC'における来客車両走行音の予
測値が、指針に示す騒音に係る基準を超えていた。

そのため、当該予測地点の住民の生活環境に悪影響を及ぼす
恐れがあることから、苦情窓口を設置するなど、地域住民と積
極的に対話し情報の収集に努め適切な騒音対策を講ずること。

3 意見を述べた日

平成18年1月20日(金)

4 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課

(2) 縦覧期間 平成18年1月24日(火)～平成18年2月24日(金)

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定によ
り、平成17年10月31日付け秋田市指令第6420号で許可した開発行
為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づ
き、公告する。

平成18年1月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市手形字山崎161番地3

伊藤健信

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市広面字近藤堰越35番1および36番1

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の
規定により、大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更す
る旨の届出があったので、同条第6項の規定に基づき、次のとお
り公告する。

平成18年1月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所

ア 氏 名 株式会社ヤマト

代表取締役 清水英夫

イ 住 所 秋田県秋田市卸町一丁目1番2号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 スーパーランドヤマト

イ 所 在 地 秋田県秋田市卸町一丁目1番2号

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,982m²

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0m²

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下
となる日

平成17年9月30日(金)

(6) 変更する理由 移転のため

2 届出年月日 平成18年1月19日(木)

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成18年1月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は次のとおりである。

業務名	内 容	期 間	入札参 加 要 件
デジタル複合機 納入設置および 賃貸借	デジタル複合機 9台	平成18年4月1日～ 平成23年3月31日	①秋田市内に本社・支社・営業所等を有する者であること。 ②複合機を納入する際に、設定・調整ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること。 (本業務に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可) ③租税に滞納がないこと。

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4 第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
イ 本市の指名停止期間中または入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年2月24日(金) 午後2時

入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所契約課入札室

契 約 日 平成18年3月2日(木)

- 注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成18年2月3日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
イ 営業履歴書（様式2（省略））
ウ 納税証明書
・消費税（税務署で、「未納税額がないこと用（その3）」の発行を受けること。）
・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
・秋田市に納めた固定資産税
※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
※固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの
※納税証明書に代わって、各納付書の写あるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可
エ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票・身分証明書）
オ 賃貸借業者との関係を示す契約（覚書等）の写し
（入札参加者が直営で賃貸借できない場合、あらかじめ賃貸借契約が可能な業者との間で契約（覚書等）が締結し、その写しを提出すること。ただし、リース料率の部分については伏せること。）
(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成18年1月26日(木)から平成18年2月3日(金)までの土・日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市市民生活部市民課総務担当

ウ 申請用紙 秋田市市民生活部市民課総務担当又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、規則第109条第1項の各号に該当したときは免除する。

5 契約保証金に関する事項

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、規則第128条第1項の各号に該当したときは免除する。

6 入札の無効

規則第113条の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

7 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
(2) 提出された申請書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨連絡する。
(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成18年2月15日(火)に行う。

8 仕様書の配布に関する事項

- (1) 配布期間は、平成18年1月26日(木)から平成18年2月3日(金)までの土・日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

(2) 配布場所 秋田市市民生活部市民課総務担当
住所 秋田市山王一丁目1番1号

9 質問事項

- (1) 質問事項は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成18年1月26日(木)から平成18年1月31日(火)までの土・日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市市民生活部市民課総務担当

ウ 質問書 秋田市市民生活部市民課総務担当又は秋田市ホームページから入手のこと。

エ 質問回答 平成18年2月1日(木)午後1時から午後5時まで、希望者すべてに、書面により配布を行う。

10 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申込書等は、返却しない。
(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市市民生活部市民課総務担当
電話018-866-2072

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年1月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 土地区画整理事業の名称

御所野ニュータウン北第二地区土地区画整理事業

2 事務所の所在地

秋田市山王六丁目9番25号

3 施行認可の年月日

平成17年12月14日

4 変更の内容

(1) 事務所の所在地

秋田市御所野地蔵田一丁目1番4

5 変更認可の年月日

平成18年1月27日

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年1月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 土地区画整理事業の名称

御所野ニュータウン第十七地区土地区画整理事業

2 事務所の所在地

秋田市山王六丁目9番25号

3 施行認可の年月日

平成16年12月16日

4 変更の内容

(1) 事務所の所在地

秋田市御所野地蔵田一丁目1番4

(2) 事業施行期間

平成16年12月16日から平成19年3月31日

5 変更認可の年月日

平成18年1月27日

1 歳入・歳出の決算状況

(1) 一般会計

① 決算収支の状況

(単位：千円)

区分	平成16年度(A)	平成15年度(B)	比較増減(A)-(B)
歳入総額	120,208,661	108,430,961	11,777,700
歳出総額	118,772,137	106,404,986	12,367,151
歳入歳出差引	1,436,524	2,025,975	△589,451
実質収支	1,357,419	1,588,474	△231,055
単年度収支	△231,055	223,319	△454,374
実質単年度収支	849,949	1,179,166	△329,217

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年1月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 土地区画整理事業の名称

御所野ニュータウン北第一地区土地区画整理事業

2 事務所の所在地

秋田市山王六丁目9番25号

3 施行認可の年月日

平成17年7月8日

4 変更の内容

(1) 事務所の所在地

秋田市御所野地蔵田一丁目1番4

5 変更認可の年月日

平成18年1月27日

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第28条の規定に基づき、公告する。

平成18年1月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 申請者の住所および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目1番20号

共和ホーム株式会社

代表取締役 池 田 喜代秀

2 道路位置指定箇所

秋田市牛島東七丁目27番1

3 道路幅員 6.00メートル

4 道路延長 42.80メートル

5 指定年月日および番号

平成18年1月27日 第5号

秋田市公告

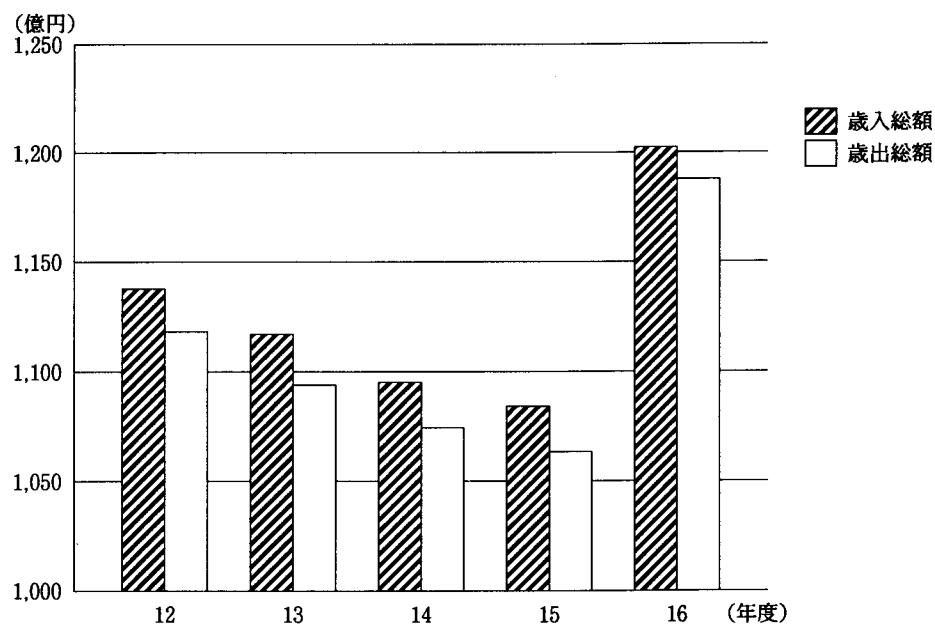
財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成18年1月30日

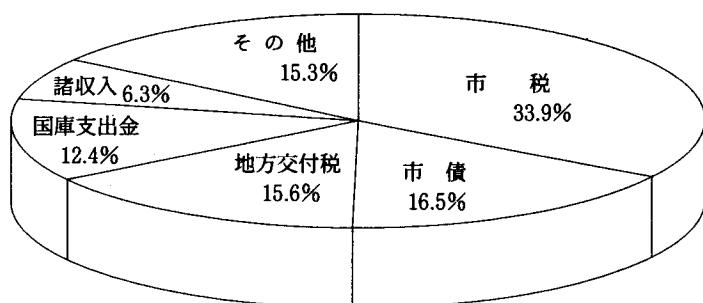
秋田市長 佐 竹 敬 久

I 平成16年度決算の状況

② 決算収支の推移



③ 岁入の決算状況

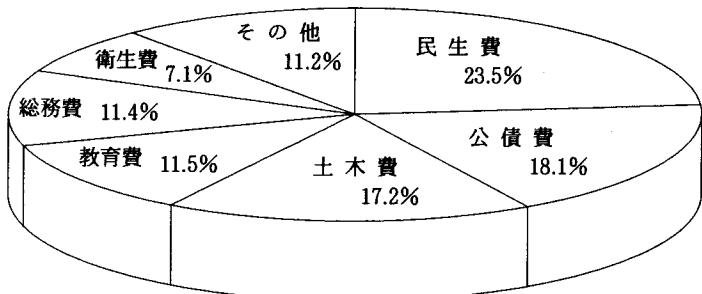


(単位：千円、%)

区分	平成16年度		平成15年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
市 稅	40,729,581	33.9	40,992,803	37.8	△263,222	△0.6
地 方 讓 与 税	1,702,307	1.4	1,037,163	0.9	665,144	64.1
利 子 割 交 付 金	300,408	0.2	297,462	0.3	2,946	1.0
配 当 割 交 付 金	23,916	0.0	—	—	23,916	皆増
株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	24,666	0.0	—	—	24,666	皆増
地 方 消 費 税 交 付 金	3,390,459	2.8	3,126,550	2.9	263,909	8.4
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	66,362	0.1	63,730	0.1	2,632	4.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	335,022	0.3	329,353	0.3	5,669	1.7
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	6,806	0.0	6,082	0.0	724	11.9
地 方 特 例 交 付 金	1,429,859	1.2	1,457,290	1.3	△27,431	△1.9
地 方 交 付 税	18,716,597	15.6	19,045,800	17.6	△329,203	△1.7
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	93,814	0.1	93,811	0.1	3	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	922,908	0.8	930,027	0.9	△7,119	△0.8
使 用 料 及 び 手 数 料	2,322,986	1.9	2,140,570	2.0	182,416	8.5
国 庫 支 出 金	14,953,075	12.4	14,295,799	13.2	657,276	4.6
県 支 出 金	2,975,690	2.5	2,535,303	2.3	440,387	17.4
財 産 収 入	488,611	0.4	362,064	0.3	126,547	35.0
寄 附 金	20,816	0.0	2,815	0.0	18,001	639.5
繰 入 金	2,244,186	1.9	299,214	0.3	1,944,972	650.0

繰 越 金	2,025,975	1.7	2,169,559	2.0	△143,584	△6.6
諸 収 入	7,608,017	6.3	4,391,966	4.0	3,216,051	73.2
市 債	19,826,600	16.5	14,853,600	13.7	4,973,000	33.5
合 計	120,208,661	100.0	108,430,961	100.0	11,777,700	10.9

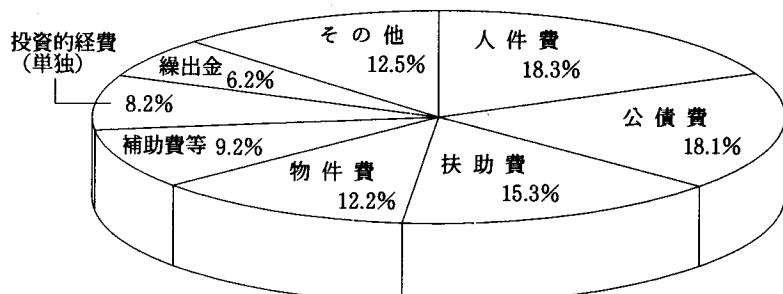
④ 歳出目的別の決算状況



(単位：千円、%)

区分	平成16年度		平成15年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
議会費	714,210	0.6	687,151	0.6	27,059	3.9
総務費	13,581,116	11.4	12,200,834	11.5	1,380,282	11.3
民生費	27,861,025	23.5	26,572,728	25.0	1,288,297	4.8
衛生費	8,431,886	7.1	9,084,284	8.5	△652,398	△7.2
労働費	547,753	0.5	517,987	0.5	29,766	5.7
農林水産業費	1,551,236	1.3	1,118,461	1.1	432,775	38.7
商工費	6,303,187	5.3	4,746,391	4.5	1,556,796	32.8
土木費	20,426,799	17.2	20,011,219	18.8	415,580	2.1
消防費	3,083,780	2.6	3,008,875	2.8	74,905	2.5
教育費	13,636,455	11.5	13,426,651	12.6	209,804	1.6
災害復旧費	33,589	0.0	51,446	0.0	△17,857	△34.7
公債費	21,548,442	18.1	14,072,289	13.2	7,476,153	53.1
諸支出金	1,052,659	0.9	906,670	0.9	145,989	16.1
予備費	—	—	—	—	—	—
合計	118,772,137	100.0	106,404,986	100.0	12,367,151	11.6

⑤ 歳出性質別の決算状況



(単位：千円、%)

区分	平成16年度		平成15年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
人件費	21,677,846	18.3	21,176,587	19.9	501,259	2.4
物件費	14,547,512	12.2	12,736,323	12.0	1,811,189	14.2
維持補修費	940,679	0.8	1,113,590	1.1	△172,911	△15.5
扶助費	18,205,362	15.3	16,950,248	15.9	1,255,114	7.4
補助費等	10,871,885	9.2	11,492,348	10.8	△620,463	△5.4

消費的経費計	66,243,284	55.8	63,469,096	59.7	2,774,188	4.4
補助事業	5,465,803	4.7	6,004,378	5.7	△538,575	△9.0
単独事業	9,718,290	8.2	10,130,928	9.5	△412,638	△4.1
投資的経費計	15,184,093	12.8	16,135,306	15.2	△951,213	△5.9
公債費	21,548,442	18.1	14,072,289	13.2	7,476,153	53.1
積立金	2,455,531	2.1	1,284,188	1.2	1,171,343	91.2
投資及び出資金	1,137,080	0.9	1,095,582	1.0	41,498	3.8
貸付金	4,824,485	4.1	3,531,315	3.3	1,293,170	36.6
繰出金	7,379,222	6.2	6,817,210	6.4	562,012	8.2
予備費	—	—	—	—	—	—
合計	118,772,137	100.0	106,404,986	100.0	12,367,151	11.6

(2) 特別会計

(単位:千円)

会計	歳入決算額(A)	歳出決算額(B)	歳入歳出差引額(C)=(A)-(B)	翌年度へ繰越財源(D)	実質収支額(E)=(C)-(D)	前年度実質収支(F)	単年度収支(E)-(F)
土地区画整理会計	1,631,133	1,447,726	183,407	27,314	156,093	145,424	10,669
市有林会計	203,425	185,950	17,475	—	17,475	20,808	△3,333
市営墓地会計	56,996	55,054	1,942	—	1,942	15,241	△13,299
中央卸売市場会計	663,842	643,506	20,336	—	20,336	14,799	5,537
農業集落排水会計	1,128,643	1,111,417	17,226	71	17,155	10,435	6,720
大森山動物園会計	403,641	399,919	3,722	—	3,722	10,310	△6,588
廃棄物発電会計	158,014	149,799	8,215	—	8,215	6,805	1,410
国民健康保険事業会計	22,957,067	22,925,929	31,138	—	31,138	26,783	4,355
老人保健医療事業会計	30,690,856	30,471,805	219,051	—	219,051	296,510	△77,459
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	100,898	81,700	19,198	—	19,198	3,629	15,569
介護保険事業会計	15,401,342	14,979,890	421,452	—	421,452	689,861	△268,409
合計	73,395,857	72,452,695	943,162	27,385	915,777	1,240,605	△324,828

2 住民負担の状況

平成16年度決算における住民負担の状況

(単位:円、%)

区分	平成16年度(A)		平成15年度(B)		比較増減(A)-(B)
	一人当たり負担額	構成比	一人当たり負担額	構成比	
市税	123,191	92.6	131,159	93.0	△7,968
市民税	48,990	36.8	53,464	37.9	△4,474
個人	34,086	25.6	37,613	26.7	△3,527
法人	14,904	11.2	15,851	11.2	△947
固定資産税	62,858	47.3	65,987	46.8	△3,129
国有資産等所在市交付金	62,059	46.7	65,233	46.3	△3,174
軽自動車税	799	0.6	754	0.5	45
市たばこ税	1,065	0.8	1,080	0.8	△15
鉱産税	6,351	4.8	6,523	4.6	△172
特別土地保有税	19	0.0	21	0.0	△2
入湯税	0	0.0	0	0.0	0
事業所税	54	0.0	33	0.0	21
分担金及び負担金	3,854	2.9	4,051	2.9	△197
使用料及び手数料	2,791	2.1	2,975	2.1	△184
合計	133,008	100.0	140,983	100.0	△7,975

※一人当たり負担額は、各年度末の住民基本台帳人口から算出した。

(平成17年3月31日現在 330,621人、平成16年3月31日現在 312,543人)

3 財産の状況

土地及び建物

(単位: m²)

区分	土地			建物		
	前年度末現在高	16年度中増減高	16年度末現在高	前年度末現在高	16年度中増減高	16年度末現在高
行政財産	8,401,914.85	1,971,736.64	10,373,651.49	910,762.45	114,406.86	1,025,169.31
普通財産	19,741,075.17	12,375,567.17	32,116,642.34	7,356.29	△680.93	6,675.36
合計	28,142,990.02	14,347,303.81	42,490,293.83	918,118.74	113,725.93	1,031,844.67

山林

土地の権利区分	面積 (m ²)			立木の推定蓄積量 (m ³)		
	前年度末現在高	16年度中増減高	16年度末現在高	前年度末現在高	16年度中増減高	16年度末現在高
所有	18,068,067.21	2,276,728.48	20,344,795.69	353,592.00	44,331.00	397,923.00
分取	7,021,050.00	—	7,021,050.00	22,721.00	1,661.00	24,382.00
合計	25,089,117.21	2,276,728.48	27,365,845.69	376,313.00	45,992.00	422,305.00

物権

区分	前年度末現在高	16年度中増減高	16年度末現在高
地上権	79,975.28	—	79,975.28

有価証券

(単位: 千円)

区分	前年度末現在高	16年度中増減高	16年度末現在高
株券	709,837	111,773	821,610

出資による権利

(単位: 千円)

区分	前年度末現在高	16年度中増減高	16年度末現在高
出資証券	52,172	△4,459	47,713
出捐金証書	1,483,491	331,006	1,814,497

4 地方債現在高の状況

(単位: 千円)

会計	14年度末現在高	15年度末現在高	16年度中増減額			16年度末現在高
			合併による引継分	市債借入額	元金償還額	
一般会計	135,012,636	139,322,932	12,193,865	19,897,500	18,793,744	152,620,553
一般公共事業債	10,817,593	10,773,627	1,092,957	886,900	939,933	11,813,551
一般単独事業債	60,700,380	61,092,408	4,140,305	5,858,300	6,103,045	64,987,968
公営住宅建設事業債	4,186,282	4,023,227	115,537	248,700	311,753	4,111,711
義務教育施設整備事業債	14,517,714	13,950,110	396,198	1,120,500	1,334,941	14,131,867
辺地対策事業債			73,415		14,185	59,230
災害復旧事業債	132,291	117,642	133,049		56,883	193,808
一般廃棄物処理事業債	14,212,347	14,494,583		116,300	848,581	13,762,302
厚生福祉施設整備事業債	1,419,203	1,283,599			132,071	1,151,528
過疎対策事業債			3,290,254	262,000	445,946	3,106,308
減収補てん債	1,672,960	1,371,200			227,760	1,143,440
減税補てん債、臨時税収補てん債	11,706,561	11,801,477	461,693	834,900	670,458	12,427,612
都道府県貸付金	1,260,321	672,068	568,695	66,400	596,917	710,246
その他	14,386,984	19,742,991	1,921,762	10,467,500	7,111,271	25,020,982
土地区画整理会計	199,000	199,000			199,000	
市有林会計	1,752,729	1,737,703		29,000	42,131	1,724,572
中央卸売市場会計	2,065,696	1,977,642			105,727	1,871,915
農業集落排水会計	2,998,782	3,028,747	2,593,329	430,900	141,251	5,911,725
大森山動物園会計	555,180	677,200			86,980	590,220
廃棄物発電会計	722,900	714,763			47,860	666,903
介護保険事業会計			36,822		7,364	29,458
合計	143,306,923	147,657,987	14,824,016	20,357,400	19,424,057	163,415,346

※「合併による引継分」とは、市町合併により旧河辺町、旧雄和町、旧消防一部事務組合から引継いだ市債の平成15年度末残高のこと。

5 公営企業の決算状況

平成16年度秋田市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予算額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備考
	当初 予算額	補正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合計			
第1款 病院事業収益	円 9,169,052,000	円 △18,634,000	円 -	円 9,150,418,000	円 9,041,260,007	円 △109,157,993	
第1項 医業収益	8,163,520,000	△36,875,000	-	8,126,645,000	8,006,064,551	△120,580,449	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 7,151,689円)
第2項 医業外収益	1,005,531,000	16,067,000	-	1,021,598,000	1,032,938,072	11,340,072	(" 3,621,342円)
第3項 特別利益	1,000	2,174,000	-	2,175,000	2,257,384	82,384	

支出

区分	予算額							決算額	地方公営 企業法第26条第2 項の規定による繰 越額	不用額	備考
	当初 予算額	補正 予算額	予備費 支出額	流用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額				
第1款 病院事業費用	円 9,199, 316,000	円 6,548,000	円 -	円 -	円 -	円 9,205, 864,000	円 -	円 9,205, 864,000	円 9,137, 161,310	円 -	円 68,702,690
第1項 医業費用	8,767, 984,000	18,949,000	-	-	-	8,786, 933,000	-	8,786, 933,000	8,730, 372,098	-	56,560,902
第2項 医業外費用	404, 032,000	△ 2,401,000	-	-	-	401, 631,000	-	401, 631,000	393, 808,872	-	7,822,128
第3項 特別損失	26,800,000	△ 10,000,000	-	-	-	16, 800,000	-	16, 800,000	12,980,340	-	3,819,660
第4項 予備費	500,000	-	-	-	-	500,000	-	500,000	-	-	500,000

(2) 資本的収入及び支出

収入

区分	予算額					決算額	予算額に比 べ決算額の 増減	備考
	当初 予算額	補正 予算額	小計	地方公営企業法 第26条の規定に による繰越額に係 る財源充当額	継続費過 次繰越額 に係る財 源充当額			
第1款 資本的収入	円 507,822,000	円 △34,100,000	円 473,722,000	円 -	円 -	円 473,722,000	円 473,721,000	円 △1,000
第1項 企業債	307,000,000	△34,100,000	272,900,000	-	-	272,900,000	272,900,000	-
第2項 出資金	200,821,000	-	200,821,000	-	-	200,821,000	200,821,000	-
第3項 固定資産売却代金	1,000	-	1,000	-	-	1,000	-	△1,000

支出

区分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通繰越額	合計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通繰越額	合計	
第1款 資本的支 出	801, 073,000 円	△24, 958,000 円	円 -	776, 115,000 円	円 -	円 -	776, 115,000 円	775, 019,641 円	円 -	円 -	円 1, 095,359	
第1項 建設改 良費	335, 366,000	△24, 958,000	-	310, 408,000	-	-	310, 408,000	309, 313,237	-	-	- 1, 094,763	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 14,729,200円)
第2項 企業債 償還金	465, 707,000	-	-	465, 707,000	-	-	465, 707,000	465, 706,404	-	-	- 596	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額301,298,641円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額397,687円及び過年度分損益勘定留保資金300,900,954円で補てんした。

1 概況

(1) 総括事項

(1) 診療科目

循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、血液・腎臓内科、神経内科、精神科、小児科、皮膚科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、計20科目。

(2) 病床数

一般病床376床、結核病床32床、精神病床60床、計468床。

(3) 患者の利用状況

入院延患者数は143,460人（1日平均393人）、外来延患者数は356,569人（1日平均1,335人）となり、前年度に比較して入院で2.1%減少、外来でも2.1%減少し、全体では2.1%の減少となりました。

(4) 財政状況

本年度は、厳しい医療環境が続く中、地域の中核病院として市民のニーズに応えるため、外来診療室のプライバシー

確保など各種対策を実施するとともに、入院環境の向上と病床の効率的な運用を図るため新たに2人室を設置するなど、病床配置の再編を実施いたしました。

収入については、昨年度から続く患者負担割合変更による受診抑制の影響はあるものの、高度医療機器の活用や結石破碎装置導入など医療のニーズにそった対応に努め、全体では前年度比0.2%の増加となりました。

一方支出は、経費の節減に努めたものの、材料費や減価償却費等の増加により、全体で前年度比0.8%の増加となり、損益では88,225千円の純損失を生じております。

その結果、累積欠損金は2,885,656千円となっております。

今後は、地域医療の最適化を担う中核病院として病診連携の強化に努めるとともに、平成17年度に購入する血管X線撮影装置（アンギオ）など高度医療機器の有効活用と、病院給食業務の民間委託や診療材料管理システムの導入などによる経費節減を進めるとともに、安全で良質な医療の提供と経営の健全化に努めてまいります。

(2) 議会議決事項

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日
第 93 号	平成15年度秋田市病院事業会計決算認定の件	平成年月日 16. 9. 14	平成年月日 16. 10. 5
第 97 号	秋田市職員給与条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	16. 10. 21	16. 10. 21
第208号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	16. 12. 1	16. 12. 21
第231号	秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する件	16. 12. 1	16. 12. 21
第232号	市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する件	16. 12. 1	16. 12. 21
第243号	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の廃止に関する件	16. 12. 1	16. 12. 21
第 16 号	平成17年度秋田市病院事業会計予算の件	17. 2. 24	17. 3. 22
第 31 号	平成16年度秋田市病院事業会計補正予算（第1号）の件	17. 2. 24	17. 3. 10
第 43 号	秋田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例を設定する件	17. 2. 24	17. 3. 22

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申 請 先	件 名	認可年月日
平成年月日 17. 2. 23	秋 田 県 知 事	平成16年度起債許可申請	平成年月日 許可 17. 3. 1

(4) 職員に関する事項

事務吏員	技術吏員	その他職員	計
27人	420人	10人	457人

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

「秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する件（平成16年12月21日議決）」により、一般病床を410床から376床に、結核病床を46床から32床に減床し、平成17年1月1日より施行した。

また、「市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する件（平成16年12月21日議決）」により、個室使用料および特別初診料を定め、平成17年2月1日より施行した。

2 工 事

(1) 建設工事の概況

(i) 建設工事

該当事項なし

(ii) 主たる医療器械購入

超音波診断装置、上部消化管ビデオスコープ、子宮内視鏡標準システム、人工呼吸器、個人用HDF装置、パルス波治療器、関節鏡ビデオシステム、移動型X線撮影装置、ミーレジェットウォッシャー、透析用コンソール、歯科用パノラマX線撮影装置

(2) 改良工事の概況

該当事項なし

(3) 保存工事の概況

該当事項なし

3 業 務

(1) 業務量

入院患者取扱延数 143,460人（1日平均 393人）

外来患者取扱延数 356,569人（1日平均 1,335人）

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調定額	収入額	未収額	収入比率
	円	円	円	%
医業収益	7,988, 912,862	6,660, 253,881	1,338, 658,981	83.3

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 16. 5. 14	人工呼吸器	円 4,389,000	日本光電東北株式会社 東北支社支社長 山口 秀雄
16. 5. 21	上部消化管ビデオスコープ	6,058,500	ケイエスオリンパス株式会社 秋田営業所所長 榎原 和彦
16. 5. 21	子宮内視鏡標準システム	5,838,000	ケイエスオリンパス株式会社 秋田営業所所長 榎原 和彦
16. 5. 26	市立秋田総合病院 分娩室・新生児室等空調設備整備	159,075,000	新菱冷熱工業株式会社東北支社 取締役支社長 田中 靖啓
16. 6. 11	市立秋田総合病院 病棟整備工事設計監理業務	4,305,000	株式会社久米設計 東北支社支社長 岡田 信
16. 6. 25	個人用HDF装置	4,500,000	有限会社大沢商事 代表取締役 大澤 光二

(8,006, 064,551)	(6,666, 984,329)	(1,339, 080,222)	(83.3)
医業外収益	1,029, 316,730	1,022, 453,055	6, 863,675
	(1,032, 938,072)	(1,026, 074,293)	(6, 863,779)
特別利益	2, 257,384	2, 257,384	0 100.0
	(2, 257,384)	(2, 257,384)	(0) (100.0)
合 計	9,030, 486,976	7,684, 964,320	1,345, 522,656
	(9,041, 260,007)	(7,695, 316,006)	(1,345, 944,001)
			(85.1)

注（ ）内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額
	円
医業費用	8,630,105,238
	(8,730,372,098)
医業外費用	485,626,499
	(393,808,872)
特別損失	12,980,340
	(12,980,340)
合 計	9,128,712,077
	(9,137,161,310)

注（ ）内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4) その他主要な事項

該当事項なし

16. 7. 26	ミーレジェットウォッシャー	5,113,500	株式会社秋田医科器械店 代表取締役 佐藤 通俊
16. 8. 18	超音波診断装置	21,000,000	株式会社秋田医科器械店 代表取締役 佐藤 通俊
16. 8. 24	市立秋田総合病院病棟施設整備	36,750,000	新菱冷熱工業株式会社東北支社 取締役支社長 田中 靖啓

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額 6,123,567,522円

(ロ) 一時借入金現在高 0円

該当事項なし

5 附帯事項

該当事項なし

(3) その他会計経理に関する重要事項

平成16年度秋田市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 上水道事業 収 益	円 7,519,397,000	円 65,877,000	円 -	円 7,585,274,000	円 7,640,920,371	円 55,646,371	
第1項 営業収益	7,367,141,000	36,230,000	-	7,403,371,000	7,458,367,634	54,996,634	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 344,336,467円)
第2項 営業外収益	152,246,000	29,647,000	-	181,893,000	182,552,737	659,737	(" 182,205円)
第3項 特別利益	10,000	-	-	10,000	-	△10,000	
第2款 簡易水道 事業収益	61,184,000	86,256,000	-	147,440,000	147,790,211	350,211	
第1項 営業収益	16,313,000	70,999,000	-	87,312,000	87,659,703	347,703	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 4,122,517円)
第2項 営業外収益	44,871,000	15,257,000	-	60,128,000	60,125,000	△3,000	
第3項 特別利益	-	-	-	-	5,508	5,508	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 261円)
合 計	7,580,581,000	152,133,000	-	7,732,714,000	7,788,710,582	55,996,582	

支出

区分	予 算 額							決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額				
第1款 上水道事 業費用	円 7,391, 097,000	△ 円 53,815,000	円 0	円 -	円 7,337,000 282,000	円 9,031,050	円 7,346,000 313,050	円 7,317,000 451,766	円 -	円 28,861,284	
第1項 営業費用	5,917, 959,000	△ 88,269,000	-	-	5,829, 690,000	9,031,050	5,838, 721,050	5,810, 416,350	-	28,304,700	(うち、消費税及び 地方消費税相当分) 90,351,110円)
第2項 営業外 費用	1,460, 538,000	32,199,000	110,000	-	1,492, 847,000	-	1,492, 847,000	1,492, 845,116	-	1,884	
第3項 特別損失	11,100,000	2,124,000	967,000	-	14, 191,000	-	14, 191,000	14,190,300	-	700	(うち、消費税及び 地方消費税相当分) 437,022円)
第4項 予備費	1,500,000	131,000	△1, 077,000	-	554,000	-	554,000	-	-	554,000	

第2款 簡易水道事業費用	61,184,000	79,084,000	-	-	-	140,268,000	-	140,268,000	125,248,708	-	15,019,292	
第1項 営業費用	30,136,000	29,445,000	-	-	-	59,581,000	-	59,581,000	48,534,618	-	11,046,382	(うち、消費税及び地方消費税相当分 1,171,177円)
第2項 営業外費用	31,048,000	49,039,000	-	-	-	80,087,000	-	80,087,000	76,703,686	-	3,383,314	
第3項 特別損失	-	26,000	-	-	-	26,000	-	26,000	10,404	-	15,596	(うち、消費税及び地方消費税相当分 489円)
第4項 予備費	-	574,000	-	-	-	574,000	-	574,000	-	-	574,000	
合 計	7,452,281,000	25,269,000	-	-	-	7,477,550,000	9,031,050	7,486,581,050	7,442,700,474	-	43,880,576	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区分	予 算 額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費過次繰越額に係る財源充当額	合計			
第1款 上水道資本的収入	1,710,533,000	△50,640,000	1,659,893,000	35,378,000	-	1,695,271,000	1,723,481,732	28,210,732	
第1項 企業債	1,022,600,000	-	1,022,600,000	24,900,000	-	1,047,500,000	1,047,500,000	0	
第2項 出資金	72,912,000	-	72,912,000	-	-	72,912,000	72,912,000	0	
第3項 補助金	189,070,000	-	189,070,000	-	-	189,070,000	189,070,000	0	
第4項 固定資産売却代金	10,000	-	10,000	-	-	10,000	-	△10,000	
第5項 負担金及び寄附金	425,941,000	△50,640,000	375,301,000	10,478,000	-	385,779,000	413,999,732	28,220,732	(うち、消費税及び地方消費税相当分 14,829,500円)
第2款 簡易水道資本的収入	19,507,000	393,950,000	413,457,000	-	-	413,457,000	414,674,500	1,217,500	
第1項 出資金	19,507,000	-	19,507,000	-	-	19,507,000	19,507,000	0	
第2項 企業債	-	247,200,000	247,200,000	-	-	247,200,000	247,200,000	0	
第3項 補助金	-	146,697,000	146,697,000	-	-	146,697,000	146,697,000	0	
第4項 負担金及び寄附金	-	53,000	53,000	-	-	53,000	1,270,500	1,217,500	(うち、消費税及び地方消費税相当分 60,500円)
合 計	1,730,040,000	343,310,000	2,073,350,000	35,378,000	-	2,108,728,000	2,138,156,232	29,428,232	

支 出

区分	予 算 額						決算額	翌年度繰越額			備考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費過次繰越額		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費過次繰越額	合計	
第1款 上水道資本的支出	3,913,150,000	△10,137,000	円- 3,903,013,000	71,592,150	円- 3,974,605,150	3,910,758,716	円- 63,846,434	円- 63,846,434	円- 63,846,434	円- 63,846,434	
第1項 建設改良費	1,889,000,000	△34,897,000	- 1,854,103,000	71,592,150	- 1,925,695,150	1,861,850,029	- - -	- - -	- - -	- 63,845,121	(うち、消費税及び地方消費税相当分 80,691,739円)

第2項 企業債償還金	2,024, 150,000	24, 760,000	-	2,048, 910,000	-	-	2,048, 910,000	2,048, 908,687	-	-	-	1,313	
第2款 簡易水道資本の支出	19, 507,000	75, 023,000	-	94, 530,000	-	-	94, 530,000	94, 498,996	-	-	-	31,004	
第1項 建設改良費	-	21, 457,000	-	21, 457,000	-	-	21, 457,000	21, 426,153	-	-	-	30,847	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 1,020,293円)
第2項 企業債償還金	19, 507,000	53, 566,000	-	73, 073,000	-	-	73, 073,000	73, 072,843	-	-	-	157	
合 計	3,932, 657,000	64, 886,000	-	3,997, 543,000	71, 592,150	-	4,069, 135,150	4,005, 257,712	-	-	-	63, 877,438	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,867,101,480円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,383,914円、減債積立金124,143,450円、過年度分損益勘定留保資金245,106,412円及び当年度分損益勘定留保資金1,445,467,704円で補てんした。

1 概況

(1) 総括事項

(イ) 給水状況

年度末における給水世帯数は131,616世帯、給水人口は331,063人で市町合併などにより前年度に比較して、それぞれ6,187世帯、17,529人増加しました。なお、普及率は99.0%となりました。年間総配水量は40,566,696m³となり、一日最大配水量は131,291m³（16年7月30日）施設能力に対する最大稼働率は68.6%になりました。

年間有収水量は35,785,327m³で、有収率は88.2%となり前年度に比較して1.2ポイント上昇しております。

(ロ) 工事状況

配水管整備事業は、老朽管更新事業の国庫補助金を最大限に活用しながら、1,320,516千円の事業費をもって、新屋比内町地内他に総延長28,453.3mの配水管布設、布設替工事を施工しました。

新都市水道整備事業は、37,409千円の事業費をもって、秋田新都市開発整備区域内に総延長1,344.3mの配水管布

設工事を施工しました。

施設改良事業は、481,961千円の事業費をもって、主要幹線である川尻橋山幹線の布設替工事や緊急時の相互連絡管となる泉八橋線の布設工事を施工したほか、仁井田・豊岩両浄水場の施設整備などを実施しました。

(ハ) 財政状況

財政面においては、経営の根幹をなす給水収益が、市町合併や天候の影響などにより、対前年比1.6%の増となり、支出面でも諸経費の節減に努めた結果、純利益は289,884千円が生じ、利益剰余金に計上しております。

以上が本年度の概況ですが、今後も経済の低迷や節水器具等の普及に伴い、給水収益の伸びは期待できない状況であります。一方、市民に安全で安定した水を供給するためには、老朽化した施設の更新や配水池の増量など引き続き水道施設の整備を行う必要があります。このため、適切な事業選択により一層の経費節減を行うなど、効率的な事業経営に努めてまいります。

(2) 議会議決事項

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日
第 91 号	平成16年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件	平成年月日 16. 9. 14	平成年月日 16. 10. 5
第 94 号	平成15年度秋田市水道事業会計決算認定の件	16. 9. 14	16. 10. 5
第 97 号	秋田市職員給与条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	16. 10. 21	16. 10. 21
第204号	平成16年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件	16. 12. 1	16. 12. 21
第208号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	16. 12. 1	16. 12. 21
第233号	秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件	16. 12. 1	16. 12. 21
第234号	秋田市水道事業給水条例の一部を改正する件	16. 12. 1	16. 12. 21
第243号	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の廃止に関する件	16. 12. 1	16. 12. 21
第 3 号	秋田市過疎地域自立促進計画を定める件	17. 1. 12	17. 1. 12
第 17 号	平成17年度秋田市水道事業会計予算の件	17. 2. 24	17. 3. 22
第 32 号	平成16年度秋田市水道事業会計補正予算（第3号）の件	17. 2. 24	17. 3. 10
第 36 号	秋田市職員定数条例の一部を改正する件	17. 2. 24	17. 3. 22
第 43 号	秋田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例を設定する件	17. 2. 24	17. 3. 22

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申 請 先	件 名	認可年月日
平成年月日 17. 2. 23	秋田県知事	平成16年度起債許可申請	平成年月日 許可 17. 3. 4
17. 3. 22	秋田県知事	平成16年度起債許可申請	許可 17. 3. 23
17. 3. 31	秋田県知事職務代理者	平成16年度起債許可申請	許可 17. 3. 31

(4) 職員に関する事項

管 理 者	事務職員 主 事	技術職員 技 師	計
1人	80人	111人	192人 (うち資本勘定支弁職員18人)

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項なし

2 工 事

(1) 建設工事の概況

施設改良事業

(イ) 築造工事 太平八田増圧ポンプ場設置工事 一式

(2) 改良工事の概況

(イ) 送・配水管布設 新屋地区(新屋比内町線)ほか
14,527.9m(ロ) 配水管布設替 泉地区(泉東町線)ほか
15,460.0m

(ハ) 仁井田浄水場バルブ更新工事 一式

(3) 保存工事の概況

(イ) 配・給水管漏水修理 758件

(ロ) メーター取替数 14,817件

(ハ) 計画漏水防止 401.20km

3 業 務

(1) 業務量 上水道 簡易水道 計

給水世帯数 127,747 3,869 131,616
戸 戸 戸給水人口 318,122 12,941 331,063
人 人 人年間総配水量 40,096,470 470,226 40,566,696
m³ m³ m³一日最大配水量 130,954 419 —
m³ m³ m³一日平均配水量 111,165 4,597 —
m³ m³ m³有 収 水 量 35,421,751 363,576 35,785,327
m³ m³ m³有 収 率 88.3 77.3 88.2
% % %送配水管総延長 1,491,099 201,731 1,692,830
m m m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調定額 円	収入額 円	未収額 円	収入比率 %
営業収益	7,197, 568,353	6,734, 885,667	462, 682,686	93.6
	(7,546, 027,337)	(7,062, 272,213)	(483, 755,124)	(93.6)
営業外収益	242, 495,568	194, 518,236	47, 977,332	80.2
	(242, 677,737)	(194, 664,013)	(48, 013,724)	(80.2)
特別利益	5,247	5,247	0	100.0
	(5,508)	(5,508)	(0)	(100.0)
合 計	7,440, 069,168	6,929, 409,150	510, 660,018	93.1
	(7,788, 710,582)	(7,256, 941,734)	(531, 768,848)	(93.1)

注()内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額 円
営業費用	5,767,428,681 (5,858,950,968)
営業外費用	1,368,993,136 (1,569,548,802)
特別損失	13,763,193 (14,200,704)
合 計	7,150,185,010 (7,442,700,474)

注()内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 16. 5. 26	太平八田地区配水管 布設及び布設替工事	円 35,325,150	互幸設備工業株式会社 代表取締役 鈴木 鉄男

16. 6. 2	山王ブロック配水管 布設及び布設替工事その1	66,308,550	淡路・あたご建設工事共同企業体 代表者 淡路建工株式会社 代表取締役 淡路 武男
16. 6. 2	八橋北ブロック配水管 布設替工事その3	80,582,250	大民・日景建設工事共同企業体 代表者 大民施設工業株式会社 代表取締役社長 大島 駿一
16. 6. 2	八橋北ブロック配水管 布設及び布設替工事その5	75,522,300	クボノメ・三和建設工事共同企業体 代表者 クボノメ工業株式会社 代表取締役 宮崎 真吾
16. 6. 9	八橋南ブロック配水管 布設及び布設替工事その3	58,898,700	株式会社加賀屋組 代表取締役 加賀屋哲雄
16. 6. 23	川尻楂山幹線 布設及び布設替工事その1	157,607,100	奥村・羽後建設工事共同企業体 代表者 株式会社奥村組東北支店 執行役員支店長 野澤 邦臣
16. 6. 30	楂山ブロック配水管 布設及び布設替工事その2	41,005,650	有限会社太平工務所 代表取締役 藤井 進
16. 6. 30	駅東南ブロック配水管 布設替工事その2	70,541,100	渡部・あたご建設工事共同企業体 代表者 株式会社渡部工業 代表取締役 渡部 俊一
16. 6. 30	駅東南ブロック配水管 布設替工事その4	72,369,150	日の出・協設建設工事共同企業体 代表者 日の出施設工業株式会社 代表取締役 古谷美津男
16. 6. 30	土崎港北六丁目、港北新町線 配水管布設及び布設替工事	26,835,900	ミナト工機株式会社 代表取締役 高田屋憲次
16. 6. 30	旭南ブロック配水管 布設替工事その2	33,947,550	大民施設工業株式会社 代表取締役社長 大島 駿一
16. 7. 7	山王ブロック配水管 布設替工事その5	27,702,150	クボノメ工業株式会社 代表取締役 宮崎 真吾
16. 7. 7	駅東南ブロック配水管 布設及び布設替工事その1	102,201,750	北勢・総合建設工事共同企業体 代表者 株式会社北勢工業 代表取締役 太田 光重
16. 7. 7	駅東南ブロック配水管 布設及び布設替工事その3	37,980,600	清三屋施設工業株式会社 代表取締役 高橋 正男
16. 7. 7	楂山ブロック配水管 布設及び布設替工事その1	54,657,750	山二施設工業株式会社 代表取締役社長 松木 文雄
16. 7. 7	楂山ブロック配水管 布設及び布設替工事その3	29,992,200	株式会社カミオ 代表取締役 神尾栄次郎
16. 7. 7	中通ブロック配水管 布設及び布設替工事その2	80,107,650	羽後・互幸建設工事共同企業体 代表者 羽後設備株式会社 取締役社長 佐藤 祐司
16. 7. 14	山王ブロック配水管 布設及び布設替工事その2	27,242,250	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
16. 7. 22	豊岩浄水場脱水機棟 無停電電源更新工事	22,050,000	日本電機興業株式会社 代表取締役 進藤 正己
16. 7. 28	八橋北ブロック配水管 布設及び布設替工事その2	23,102,100	総合施設株式会社 代表取締役 鈴木 陽治
16. 7. 28	山王ブロック配水管 配水管布設工事その4	21,285,600	株式会社日東施設工業所 代表取締役 新泉 博智
16. 8. 2	豊岩浄水場ろ過池更正 (8池) 及び表洗管更新工事	80,325,000	株式会社能登谷工務所 代表取締役 能登谷栄人
16. 8. 11	泉八橋線布設工事その1	175,146,300	竹中・山岡建設工事共同企業体 代表者 株式会社竹中土木東北支店 支店長 坂口 修司
16. 8. 25	太平八田増圧ポンプ場設置工事	29,427,300	株式会社能登谷工務所 代表取締役 能登谷栄人
16. 8. 25	八橋南ブロック配水管 布設及び布設替工事その1	27,003,900	株式会社渡部工業 代表取締役 渡部 俊一
16. 9. 22	操鉄1・2・3号 水管橋補修工事	24,465,000	株式会社東北機械製作所 取締役社長 高屋 征照
16. 10. 1	仁井田新田一丁目線配水管 布設及び布設替工事	24,184,650	日の出施設工業株式会社 代表取締役 古谷美津男
16. 10. 1	仁井田浄水場バルブ更新工事	39,480,000	前澤工業株式会社東北支店 支店長 森 直博

16. 10. 27	豊岩浄水場沈澱池 汚泥搔き機改修工事	24,570,000	秋田東北商事株式会社 取締役社長 近藤 嘉之
16. 11. 2	新都市配水管 布設工事その49	21,718,200	株式会社佐藤設備工業 代表取締役 佐藤 泰雄
16. 11. 24	仁井田目長田一丁目地内(下水) 配水管移設工事その1	20,847,750	株式会社三和施設 代表取締役 佐藤 弘康
16. 11. 30	古川水管橋補修工事	24,150,000	J F E エンジニアリング株式会社東北支社 支社長 関 和範
16. 12. 8	将軍野南四丁目地内(県建設) 配水管移設工事	33,421,500	ミナト工機株式会社 代表取締役 高田屋憲次
16. 12. 22	飯島字天ノ袋地内(県建設) 配水管移設工事	22,920,450	清三屋施設工業株式会社 代表取締役 高橋 正男

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額 33,832,112,281円
 (ロ) 一時借入金現在高 0円

該当事項なし

5 附帯事項
該当事項なし

(3) その他会計経理に関する重要事項

平成16年度秋田市交通事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予 算 額				合 計	決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計				
第1款 自動車運送 事 業 収 益	249,914,000	901,670,000	-	1,151,584,000	1,155,889,243	4,305,243		
第1項 営 業 収 益	183,795,000	△9,425,000	-	174,370,000	178,574,824	4,204,824	(うち、消費税及び地方消費税相当分 8,176,339円)	
第2項 営業外収益	66,119,000	911,094,000	-	977,213,000	977,314,419	101,419	(" 351,134円)	
第3項 特 別 利 益	-	1,000	-	1,000	-	△1,000		

支 出

区分	予 算 額							決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不 用 額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支 出 額	流 用 増 減 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24条第3 項の規 定 に 由 る 支 出 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26条第2 項の規 定 に 由 る 支 出 額	合 計			
第1款 自動車運送 事 業 費 用	941,865,000	△630,000	-	-	941,235,000	941,235,000	911,539,116	911,539,116	-	29,695,884	
第1項 営 業 費 用	915,716,000	3,293,000	-	-	919,009,000	-	919,009,000	893,302,371	-	25,706,629	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 3,752,195円)
第2項 営 業 外 費 用	23,149,000	△3,923,000	-	-	19,226,000	-	19,226,000	18,236,745	-	989,255	
第3項 予 備 費	3,000,000	-	-	-	3,000,000	-	3,000,000	-	-	3,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収入

区分	予 算 額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通常次繰越額に係る財源充当額	合計			
第1款 資本的収入	円 -	円 11,328,000	円 11,328,000	円 -	円 -	円 11,328,000	円 -	円 △11,328,000	
第1項 固定資産売却代金	-	11,328,000	11,328,000	-	-	11,328,000	-	△11,328,000	

1 概況

(1) 総括事項

(イ) 事業状況

乗合事業では、「交通事業改革基本方針」に基づく路線移管の第5年次として「手形方面」を中心とした3路線13系統について4月1日に民間事業者へ移管し、事業規模の縮小による効率化に努めるとともに、乗客の安全輸送と職員の接遇向上に取り組みました。

貸切事業については、事業規模の縮小によって車両数や人員面で対応が困難となり、15年度末で事業を休止しております。

この結果、乗合事業の実績は、輸送人員が1,040千人（対前年度比43.6%減）となり、総走行キロ数が725千km（対前年度比45.2%減）となりました。

(ロ) 財政状況

収入では、乗合収入が路線移管に伴う輸送人員の減少により、前年度と比べ135,943千円の減少（対前年度比45.2%減）となり、貸切収入は事業の休止により2,640千円の

減少となりました。

そのほか、前年度末に生じた不良債務額相当分を補填する一般会計補助金の増加や、秋田中央交通㈱に対して土地・建物等の貸付を無償としたことによる雑収入の減少などがあり、収入全体では、前年度と比べ127,687千円の減少（対前年度比10.0%減）となりました。

一方支出では、路線移管による事業規模の縮小から職員21名を減員し人件費を削減したほか、電気・水道等の節約や各種保守委託業務の見直しなど、その他経費の節減に努めたことなどにより、前年度と比べ501,249千円の減少（対前年度比35.7%減）となりました。

その結果、本年度は244,350千円の純利益が生じ、累積欠損金は1,859,775千円となりました。

以上が本年度の事業概況であります。最終年度となりました17年度についても、安全で快適な市民サービスに努めながら、全面路線移管そして事業廃止に向けて、バス利用者の利便性を損なわないよう配慮し、事業を運営してまいります。

(2) 議会議決事項

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日
第95号	平成15年度秋田市交通事業会計決算認定の件	平成年月日 16. 9. 14	平成年月日 16. 10. 5
第97号	秋田市職員給与条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	16. 10. 21	16. 10. 21
第135号	秋田市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する件	16. 11. 8	16. 11. 12
第208号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	16. 12. 1	16. 12. 21
第243号	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の廃止に関する件	16. 12. 1	16. 12. 21
第18号	平成17年度秋田市交通事業会計予算の件	17. 2. 24	17. 3. 22
第33号	平成16年度秋田市交通事業会計補正予算（第1号）の件	17. 2. 24	17. 3. 10
第43号	秋田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例を設定する件	17. 2. 24	17. 3. 22
第57号	秋田市交通事業の設置等に関する条例を廃止する件	17. 2. 24	17. 3. 22
第59号	秋田市営乗合自動車および貸切自動車条例を廃止する件	17. 2. 24	17. 3. 22

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申 請 先	件 名	認可年月日
平成年月日 17. 2. 10	東北運輸局長	車庫の収容能力の変更（乗合）	平成年月日 認可 17. 2. 14
17. 2. 10	東北運輸局長	車庫の収容能力の変更（貸切）	認可 17. 2. 14

(4) 職員に関する事項

管 理 者	事 務 部 門			乗 業 部 門	計
	主 事	技 師	運 転 士		
1人	9人	1人	20人	37人	68人

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項なし

2 工 事

(1) 建設工事の概況

該当事項なし

(2) 改良工事の概況

該当事項なし

(3) 保存工事の概況

該当事項なし

3 業 務

(1) 業務量

車両数 21両

輸送人員 1,040,134人

総走行キロメートル 725,349km

一日平均 輸送人員 2,850人

一日平均 走行キロメートル 1,987km

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調定額 円	収入額 円	未収額 円	収入比率 %
営業収益	170, 398,485	145, 570,688	24, 827,797	85.4
	(178, 574,824)	(152, 505,637)	(26, 069,187)	(85.4)
営業外収益	976, 963,285	976, 380,806	582,479	99.9
	(977, 314,419)	(976, 702,890)	(611,529)	(99.9)
合 計	1,147, 361,770	1,121, 951,494	25, 410,276	97.7

(1,155,
889,243) (1,129,
208,527) (26,
680,716) (97.7)

注()内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額 円
営業費用	889,550,176
(営業外費用)	(893,302,371)
合 計	903,011,643
	(911,539,116)

注()内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4) その他主要な事項

(イ) 手形方面など3路線13系統について、平成16年4月1日に民間事業者へ移管した。

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

該当事項なし

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 一時借入金現在高 500,000,000円

(3) その他会計経理に関する重要な事項

(イ) 国庫補助金を一部財源として平成5年度に建設した接近表示付きバス停留所について、路線移管に伴う民間事業者への譲渡及びシステムの故障による撤去のため、当該資産に係る資本剰余金を取り崩した。

5 附帯事項

該当事項なし

平成16年度秋田市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			合 計	決算額	予算額に 比べ決算額 の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額				
第1款 下水道事業 収 益	9,769,434,000	121,483,000	—	9,890,917,000	9,916,670,321	25,753,321	
第1項 営業収益	7,400,796,000	6,425,000	—	7,407,221,000	7,432,529,911	25,308,911	(うち、消費税及び地方消費税相当分 241,355,950円)
第2項 営業外収益	2,368,637,000	114,802,000	—	2,483,439,000	2,483,826,220	387,220	(" 18,493円)
第3項 特別利益	1,000	256,000	—	257,000	314,190	57,190	(" 5,311円)

支出

区分	予算額							決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計	合計				
第1款 下水道事業費用	9,675,569,000円	76,000円	円一	円一	円一	9,675,645,000円	円一	9,675,645,000円	9,572,132,656円	円一	103,512,344円
第1項 営業費用	6,050,591,000	30,115,000	-	-	-	6,080,706,000	-	6,080,706,000	6,001,520,119	-	79,185,881(うち、消費税及び地方消費税相当分110,264,831円)
第2項 営業外費用	3,614,977,000	△32,763,000	-	-	-	3,582,214,000	-	3,582,214,000	3,561,618,216	-	20,595,784
第3項 特別損失	8,001,000	2,174,000	-	-	-	10,175,000	-	10,175,000	8,994,321	-	1,180,679(うち、消費税及び地方消費税相当分401,884円)
第4項 予備費	2,000,000	550,000	-	-	-	2,550,000	-	2,550,000	-	-	2,550,000

営業外費用中支払利息及び企業債取扱諸費3,443,413,983円の財源に充てたため、企業債（資本費平準化債）31,400,000円を借り入れた。

(2) 資本的収入及び支出

収入

区分	予算額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額	合計			
第1款 資本的収入	6,328,478,000円	2,051,000,000円	8,379,478,000円	837,860,000円	円一	9,217,338,000円	8,542,098,265円	△675,239,735円	
第1項 企業債	3,792,000,000	1,880,800,000	5,672,800,000	594,900,000	-	6,267,700,000	5,819,600,000	△448,100,000	翌年度繰越額447,500,000円
第2項 出資金	843,791,000	△1,000	843,790,000	-	-	843,790,000	843,790,000	0	
第3項 補助金	1,254,811,000	216,579,000	1,471,390,000	237,500,000	-	1,708,890,000	1,515,890,000	△193,000,000	翌年度繰越額193,000,000円
第4項 負担金	437,875,000	△46,597,000	391,278,000	5,460,000	-	396,738,000	362,598,246	△34,139,754	翌年度繰越額3,975,642円
第5項 固定資産売却代金	1,000	219,000	220,000	-	-	220,000	220,019	19	(うち、消費税及び地方消費税相当分523円)

支出

区分	予算額							決算額	翌年度繰越額		備考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	
第1款 資本的支出	9,737,546,000円	1,801,474,000円	円一	11,539,020,000円	1,129,248,000円	円一	12,668,268,000円	11,585,358,559円	1,048,939,370円	円一	1,048,939,370円
第1項 建設改良費	5,645,341,000	△538,256,000	-	5,107,085,000	1,129,248,000	-	6,236,333,000	5,153,425,973	1,048,939,370	-	1,048,939,370
第2項 企業債償還金	4,092,205,000	2,339,730,000	-	6,431,935,000	-	-	6,431,935,000	6,431,932,586	-	-	2,414

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,043,260,294円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,004,987円、過年度分損益勘定留保資金175,884,332円及び当年度分損益勘定留保資金2,831,370,975円で補てんした。

1 概況

(1) 総括事項

(イ) 普及状況

本市の下水道事業は、浸水防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全のため計画区域内の下水道整備を順次進めています。年度末における処理区域内面積は、5,135.9ha、処理区域内人口は276,972人で、前年度に比較してそれぞれ490.3ha、38,502人増加し、この結果下水道普及率は83.8%となりました。

なお、年間総処理水量は、42,011,534m³となり、前年度と比較して2,271,156m³増加しました。このうち、年間有収水量は、25,904,374m³で、前年度と比較し775,456m³増加しております。

(ロ) 工事状況

管渠建設事業、ポンプ場建設事業及び処理場建設事業は、国庫補助金を最大限に活用したほか、老朽管の改築や維持修繕を推進しました。

管渠建設事業は、3,968,653千円の事業費をもって、汚水幹線として南部幹線および浜田幹線の2路線、雨水幹線については山王北幹線・太平川2号幹線など3路線を築造したほか、金足地区・新藤田地区・広面地区・仁井田地区・四ツ小屋地区・河辺地区などで汚水および雨水の面整備を行い、合計29,862mの管渠を布設し、普及率の向上や浸水

区域の解消に努めたところであります。

さらに、特定環境保全公共下水道事業として、22,923千円の事業費をもって、添川地区、雄和地区内に総延長1,035mの管渠布設工事を実施しました。

ポンプ場建設事業は、340,815千円の事業費をもって、新屋汚水中継ポンプ場の電気設備及び機械設備の増設工事を実施しました。

処理場建設事業は、395,445千円の事業費をもって、八橋終末処理場の汚泥濃縮貯留槽機械設備などの更新工事を実施しました。

(ハ) 財政状況

財政状況においては、収入面では、経営の根幹をなす下水道使用料が、市町合併や天候などの影響により、前年度と比較して4.1%の増となりました。また、支出面では、諸経費の削減に努め前年度と比較して1.8%の減となりました。この結果、308,532千円の純利益が生じ、累積欠損金は150,952千円となっております。

以上が本年度の概況でありますが、今後も市民が安全で快適な暮らしができる生活環境をめざし計画的な下水道整備に努めてまいります。また、水洗化の普及促進による有収水量の確保や適切な事業選択による一層の経費節減を行い、効率的で効果的な事業経営に努め、経営の健全化に向けて努力してまいります。

(2) 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
第70号	平成16年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件	平成年月日 16. 6. 11	平成年月日 16. 6. 29
第92号	平成16年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件	16. 9. 14	16. 10. 5
第96号	平成15年度秋田市下水道事業会計決算認定の件	16. 9. 14	16. 10. 5
第97号	秋田市職員給与条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	16. 10. 21	16. 10. 21
第205号	平成16年度秋田市下水道事業会計補正予算（第3号）の件	16. 12. 1	16. 12. 21
第208号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	16. 12. 1	16. 12. 21
第225号	秋田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する件	16. 12. 1	16. 12. 21
第226号	秋田市下水道条例の一部を改正する件	16. 12. 1	16. 12. 21
第227号	秋田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する件	16. 12. 1	16. 12. 21
第228号	秋田市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する件	16. 12. 1	16. 12. 21
第229号	秋田市地域下水道条例の一部を改正する件	16. 12. 1	16. 12. 21
第243号	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の廃止に関する件	16. 12. 1	16. 12. 21
第3号	秋田市過疎地域自立促進計画を定める件	17. 1. 12	17. 1. 12
第19号	平成17年度秋田市下水道事業会計予算の件	17. 2. 24	17. 3. 22
第34号	平成16年度秋田市下水道事業会計補正予算（第4号）の件	17. 2. 24	17. 3. 10
第35号	秋田市部設置条例の一部を改正する件	17. 2. 24	17. 3. 22
第36号	秋田市職員定数条例の一部を改正する件	17. 2. 24	17. 3. 22
第38号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	17. 2. 24	17. 3. 22
第43号	秋田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例を設定する件	17. 2. 24	17. 3. 22

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申 請 先	件 名	認可年月日
平成年月日 16. 7. 13	秋田県知事	平成16年度起債許可申請	平成年月日 許可 16. 7. 27
17. 2. 28	秋田県知事	平成16年度起債許可申請	許可 17. 3. 4
17. 3. 16	秋田県知事	平成16年度起債許可申請	許可 17. 3. 22
17. 3. 31	秋田県知事職務代理者	平成16年度起債許可申請	許可 17. 3. 31

(4) 職員に関する事項

事 務 吏 員	技 術 吏 員	そ の 他 職 員	計
22人	54人	12人	88人 (うち資本勘定支弁職員41人)

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項
該当事項なし

2 工 事

(1) 建設工事の概況

管渠建設事業

(1) 管渠布設 29,862m

特定環境保全公共下水道事業

(1) 管渠布設 1,035m

(2) 改良工事の概況

(1) 管渠布設等 楢山登町ほか 957m

(2) 新屋汚水中継ポンプ場場内整備

電気設備・機械設備増設 一式

(3) 八橋終末処理場施設整備

汚泥濃縮貯留槽機械設備・電気 一式

設備更新ほか

(3) 保存工事の概況

(1) 管渠修繕 476件

3 業 務

(1) 業務量	公 共 下水道	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道	計
排水戸数	92,609 戸	399 戸	93,008 戸
處理区域内人口	275,184 人	1,788 人	276,972 人
年間総処理水量	41,736,811 m³	274,723 m³	42,011,534 m³
一日平均処理水量	115,636 m³	824 m³	116,460 m³
有 収 水 量	25,707,508 m³	196,866 m³	25,904,374 m³
有 収 率	61.6 %	71.7 %	61.7 %
管渠布設総延長	1,340,768 m	31,616 m	1,372,384 m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調定額 円	収入額 円	未収額 円	収入比率 %
営業収益	7,191,173,961	6,738,397,983	452,775,978	93.6

(7,432, 529,911)	(6,957, 147,562)	(475, 382,349)	(93.6)
営業外収益 2,483, 807,728	2,481, 498,995	2, 308,733	99.9
(2,483, 826,220)	(2,481, 499,139)	(2, 327,081)	(99.9)
特別利益 308,879	255,127	53,752	81.9
(314,190)	(257,284)	(56,906)	(81.9)
合 計 9,675, 290,568	9,220, 152,105	455, 138,463	95.2
(9,916, 670,321)	(9,438, 903,985)	(477, 766,336)	(95.2)

注()内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額 円
営業費用	5,891,255,288
(6,001,520,119)	
営業外費用	3,466,910,165
(3,561,618,216)	
特別損失	8,592,437
(8,994,321)	
合 計	9,366,757,890
(9,572,132,656)	

注()内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 16. 6. 21	公共下水道築造工事 下北手松崎字碇地内ほか	円 22,047,900	株式会社奈良工務店 代表取締役 伊藤 三男
16. 6. 28	公共下水道築造工事 手形字中台地内	43,085,700	むつみ造園土木株式会社 代表取締役 佐々木吉和
16. 6. 28	公共下水道築造工事 桜三丁目地内	21,477,750	株式会社関組 代表取締役社長 関 政吉
16. 7. 5	公共下水道築造工事 柳田字境田地内(2)	30,514,050	株式会社長谷駒組 代表取締役 長谷川駒造
16. 7. 5	公共下水道築造工事 下北手松崎字大巻地内(3)	38,403,750	株式会社村上組 代表取締役 村上喜久男
16. 7. 12	公共下水道築造工事 下北手松崎字大巻地内(2)	30,923,550	中央土建株式会社 代表取締役 伊藤 久一
16. 7. 16	公共下水道築造工事 仁井田新田一丁目地内(1)	70,232,400	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
16. 7. 16	公共下水道築造工事 金足下刈字北野地内	36,390,900	株式会社三勇建設 代表取締役 三浦 稔
16. 7. 16	公共下水道築造工事 柳田字境田地内(1)ほか	101,183,250	藤和建設株式会社 代表取締役 加藤 司
16. 7. 16	公共下水道築造工事 飯島美砂町地内	21,875,700	秋田中央建設株式会社 代表取締役 田口 忠彦
16. 7. 16	公共下水道山王北幹線築造工事 八橋本町六丁目地内ほか	1,081,651,200	鹿島・三井住友・中田建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設株式会社東北支店 取締役支店長 赤沼 聖吾
16. 7. 26	公共下水道築造工事 横森二、三丁目地内	32,664,450	北日本開発コンサルタント株式会社 代表取締役社長 酢屋 太
16. 7. 26	公共下水道築造工事 新屋比内町地内ほか	63,543,900	株式会社タキ造園土木建設 代表取締役 正木 孝輝
16. 7. 26	公共下水道新屋汚水中継ポンプ場機械設備増設工事	126,000,000	株式会社荏原製作所東北支店 支店長 沢井 貞次
16. 7. 26	公共下水道築造工事 飯島字大崩地内	32,382,000	淡路建工株式会社 代表取締役 淡路 武男
16. 7. 26	公共下水道築造工事 土崎港西五丁目地内ほか	22,274,700	有限会社星野組 代表取締役 小野 春彦
16. 7. 26	公共下水道築造工事 将軍野東二丁目地内	31,624,950	株式会社菅原組 代表取締役 菅原 正之
16. 7. 26	公共下水道八橋終末処理場汚泥濃縮貯留槽機械設備工事	159,600,000	三機工業株式会社東北支店 支店長 中井 幸彦
16. 7. 26	公共下水道八橋終末処理場分水可動堰更新工事	64,050,000	三機工業株式会社東北支店 支店長 中井 幸彦
16. 8. 6	公共下水道築造工事 手形字西谷地地内(1)	49,164,150	株式会社本郷建設工務所 代表取締役 本郷 真
16. 8. 6	公共下水道築造工事 下浜羽川地内	38,247,300	加藤建設株式会社 代表取締役 加藤 俊介
16. 8. 6	公共下水道築造工事 仁井田新田二～三丁目地内	39,741,450	旭建設株式会社 代表取締役 渡辺 憲介
16. 8. 30	公共下水道改築工事 南通築地地内	23,595,600	豊興産株式会社 代表取締役 石黒 望
16. 9. 6	公共下水道築造工事 浜田字滝ノ元地内	41,064,450	株式会社加賀屋組 代表取締役 加賀屋哲雄
16. 9. 6	公共下水道築造工事 金足追字海老穴地内(3)	35,896,350	株式会社羽州建設 代表取締役 秋川 隆夫

16. 9. 13	公共下水道太平川2号幹線築造工事 手形字西谷地地内	77,421,750	株式会社佐野組 代表取締役 佐野 學
16. 9. 13	公共下水道新屋汚水中継ポンプ場電気設備工事	191,100,000	秋田電機建設株式会社 代表取締役 近藤 和生
16. 9. 13	公共下水道築造工事 手形字西谷地地内(2)	31,868,550	千代田興業株式会社 代表取締役社長 藤澤 正義
16. 9. 13	公共下水道築造工事 仁井田本町三丁目地内(1)	21,588,000	株式会社石黒土木 代表取締役 石黒 勝人
16. 9. 13	公共下水道浜田幹線築造工事 浜田字石山下地内	30,047,850	豊興産株式会社 代表取締役 石黒 望
16. 9. 13	公共下水道築造工事 橋山太田町地内ほか	27,140,400	豊島建設株式会社 代表取締役 豊島 悅雄
16. 9. 13	公共下水道八橋終末処理場汚泥貯留槽電気設備工事	79,590,000	菱明三菱電機機器販売株式会社 取締役社長 宝田 史郎
16. 10. 4	公共下水道築造工事 四ツ小屋小阿地字柳林地内ほか	57,442,350	株式会社工藤組 代表取締役社長 工藤 吉春
16. 10. 4	公共下水道築造工事 仁井田目長田一丁目地内他1箇所	43,454,250	株式会社岩崎組 代表取締役 柳沢恵美子
16. 10. 8	公共下水道築造工事 四ツ小屋字中野地内	74,112,150	株式会社佐野組 代表取締役 佐野 學
16. 10. 18	公共下水道築造工事 仁井田目長田一丁目地内	51,462,600	株式会社佐々木組 取締役社長 浅利 健一
16. 10. 25	公共下水道築造工事 仁井田本町二丁目地内(2)	40,215,000	長谷部建設株式会社 代表取締役 長谷部周治
16. 10. 25	公共下水道築造工事 新藤田字中山台地内(2)	29,523,900	株式会社本郷建設工務所 代表取締役 本郷 真
16. 10. 25	公共下水道築造工事 四ツ小屋末戸松本地内	35,181,300	合名会社伊藤組 代表社員 伊藤 徳雄
16. 10. 25	公共下水道築造工事 上北手猿田字苗代沢地内(1)	45,479,700	合名会社伊藤組 代表社員 伊藤 徳雄
16. 11. 1	公共下水道築造工事 広面字川崎地内ほか	24,570,000	北日本通商株式会社 代表取締役社長 小松 弘之
16. 11. 15	公共下水道築造工事 仁井田本町二丁目地内(1)	27,461,700	大和施工建設株式会社 代表取締役 古戸 武
16. 11. 15	公共下水道築造工事 上北手大戸字大戸地内	38,062,500	北日本開発コンサルタント株式会社 代表取締役社長 酢屋 太
16. 11. 19	公共下水道築造工事に伴う融雪施設復旧工事 浜田字元中村地内	27,158,250	秋田電機建設株式会社 代表取締役 近藤 和生
16. 11. 26	公共下水道築造工事 金足追分字海老穴地内(1)ほか	77,031,150	秋田推進土木株式会社 代表取締役 三浦伸一郎
16. 12. 6	公共下水道築造工事 牛島西三丁目地内	47,560,800	北日本開発コンサルタント株式会社 代表取締役社長 酢屋 太
16. 12. 13	公共下水道南部幹線築造工事 新屋船場町・勝平町地内	84,782,250	株式会社英明工務店 代表取締役 加藤 憲成
16. 12. 27	公共下水道築造工事 四ツ小屋字 笹葉地内他1箇所	27,483,750	加藤建設株式会社 代表取締役 加藤 俊介
16. 12. 27	公共下水道築造工事 将軍野南五丁目地内(1)	73,290,000	第一建設工業株式会社秋田支店 常務取締役支店長 岡部 和男
16. 12. 27	公共下水道築造工事 桜ヶ丘四丁目～横森四丁目地内	51,724,050	株式会社工藤組 代表取締役社長 工藤 吉春
17. 1. 17	公共下水道中島汚水中継ポンプ場受変電設備更新工事	197,400,000	羽後電設工業株式会社 代表取締役 七山 慎一
17. 1. 17	公共下水道築造工事 新藤田字高梨台地内ほか	28,922,250	加藤建設株式会社 代表取締役 加藤 俊介

17. 1. 31	公共下水道築造工事 将軍野南五丁目地内(4)	64,260,000	株式会社浅沼組東北支店 執行役員支店長 佐藤 正徳
17. 2. 21	公共下水道築造工事 手形字中台地内(2)	20,811,000	株式会社菅原組 代表取締役 菅原 正之
17. 3. 7	公共下水道築造工事 下北手松崎字大沢田地内	45,637,200	和久建設株式会社 取締役社長 奥山 直巳
17. 3. 25	公共下水道築造工事 仁井田本町三丁目地内(4)	31,445,400	秋田ニチレキ株式会社 代表取締役 中林 亨

(2) 企業債及び一時借入金の概況

- (イ) 企業債未償還額 106,423,695,688円
(ロ) 一時借入金現在高 0円

は、合併協定書に基づき、旧市町の料金を適用している。

5 附帯事項
該当事項なし

(3) その他会計経理に関する重要事項

合併後の下水道使用料・受益者負担金及び分担金について

II 平成17年度上半期の執行状況

1 収入および支出の概況

(1) 一般会計

歳 入

(単位：千円、%)

区 分	予 算 額 (A)	収 入 額 (B)	収入率 (B)/(A)
市 税	42,158,338	22,747,371	54.0
地 方 譲 与 税	2,468,289	918,861	37.2
利 子 割 交 付 金	125,456	100,177	79.9
配 当 割 交 付 金	24,739	15,026	60.7
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	129	31	24.0
地 方 消 費 税 交 付 金	3,263,712	1,799,573	55.1
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	96,353	23,753	24.7
自 動 車 取 得 税 交 付 金	346,829	115,109	33.2
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	10,425	—	0.0
地 方 特 例 交 付 金	1,477,573	1,428,449	96.7
地 方 交 付 税	22,819,000	15,952,032	69.9
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	103,200	61,510	59.6
分 担 金 及 び 負 担 金	1,066,557	397,779	37.3
使 用 料 及 び 手 数 料	2,421,532	1,181,909	48.8
国 庫 支 出 金	13,905,673	4,446,542	32.0
県 支 出 金	4,096,260	699,744	17.1
財 産 収 入	613,976	143,502	23.4
寄 附 金	1	—	0.0
繰 入 金	1,735,801	—	0.0
繰 越 金	1,274,526	1,436,524	112.7
諸 収 入	6,309,941	361,295	5.7
市 債	16,190,100	29,500	0.2
合 計	120,508,410	51,858,687	43.0

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	予 算 額 (A)	支 出 額 (B)	支出率 (B)/(A)
議 会 費	755,654	365,000	48.3
総 務 費	16,990,908	5,947,758	35.0
民 生 費	30,654,483	11,027,143	36.0
衛 生 費	9,532,387	3,756,847	39.4
労 働 費	497,758	387,493	77.8
農 林 水 産 業 費	2,295,174	443,644	19.3
商 工 費	6,359,770	4,781,213	75.2
土 木 費	21,440,748	8,555,227	39.9
消 防 費	3,598,144	1,554,515	43.2

教 育 費	12,303,294	4,445,942	36.1
災 害 復 旧 費	26,980	5,067	18.8
公 債 費	15,954,288	7,668,819	48.1
諸 支 出 金	27,752	22,885	82.5
予 備 費	71,070	—	0.0
合 計	120,508,410	48,961,553	40.6

※予算額は7月補正後の予算現額で、繰越事業分・予備費充用分を含む。

※収入額、支出額は平成17年4月1日から9月30日までの実績で、繰越事業を含む。

(2) 特別会計

歳 入

(単位：千円、%)

区 分	予 算 額 (A)	収 入 額 (B)	収入率 (B)/(A)
土 地 区 画 整 理 会 計	1,775,718	195,019	11.0
市 有 林 会 計	181,143	20,325	11.2
市 営 基 地 会 計	47,583	34,503	72.5
中 央 卸 売 市 場 会 計	654,830	173,000	26.4
農 業 集 落 排 水 会 計	1,611,959	68,502	4.2
大 森 山 動 物 園 会 計	415,854	56,270	13.5
廃棄物発電会計	127,338	101,371	79.6
国民健康保険事業会計	26,278,753	7,890,448	30.0
老人保健医療事業会計	31,274,341	13,124,691	42.0
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	98,388	56,085	57.0
介護保険事業会計(保険事業勘定)	15,706,879	6,680,432	42.5
合 計	78,172,786	28,400,646	36.3

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	予 算 額 (A)	支 出 額 (B)	支出率 (B)/(A)
土 地 区 画 整 理 会 計	1,775,718	555,773	31.3
市 有 林 会 計	181,143	120,475	66.5
市 営 基 地 会 計	47,583	11,544	24.3
中 央 卸 売 市 場 会 計	654,830	340,286	52.0
農 業 集 落 排 水 会 計	1,611,959	223,172	13.8
大 森 山 動 物 園 会 計	415,854	195,079	46.9
廃棄物発電会計	127,338	39,853	31.3
国民健康保険事業会計	26,278,753	10,901,749	41.5
老人保健医療事業会計	31,274,341	13,718,993	43.9
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	98,388	26,699	27.1
介護保険事業会計(保険事業勘定)	15,706,879	6,661,457	42.4
合 計	78,172,786	32,795,080	42.0

※予算額は7月補正後の予算現額で、繰越事業分を含む。

※収入額、支出額は平成17年4月1日から9月30日までの実績で、繰越事業を含む。

2 一時借入金の現在高

平成17年9月30日現在、一時借入金の現在高

0 円

3 公営事業の経理の概況

(1) 秋田市病院事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：円、%)

科 目	年 間 予 算 額	上 期 収 入 額	執 行 率
病 院 事 業 収 益	9,209,289,000	4,985,856,616	54.1
医 業 収 益	8,242,183,000	4,134,711,310	50.2
医 業 外 収 益	967,105,000	849,374,259	87.8
特 別 利 益	1,000	1,771,047	177,104.7

支出

(単位:円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執行率
病院事業費用	9,185,644,000	4,194,264,652	45.7
医業費用	8,769,886,000	4,045,436,904	46.1
医業外費用	385,128,000	144,028,016	37.4
特別損失	28,630,000	4,799,732	16.8
予備費	2,000,000	—	—

イ 資本的収支

収入

(単位:円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執行率
資本的収入	609,036,000	116,522,000	19.1
企業債券	381,300,000	—	—
出資金	227,736,000	116,522,000	51.2

支出

(単位:円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執行率
資本的支出	1,017,221,000	488,343,576	48.0
建設改良費	413,133,000	204,326,786	49.5
企業債償還金	604,088,000	284,016,790	47.0

② 秋田市病院事業会計試算表(平成17年9月30日現在)

(単位:円)

借 方	勘定科目	貸 方
	(固定資産)	
6,294,903,664	有形固定資産	
706,500	無形固定資産	
	(流動資産)	
861,263,181	現金・預金	
1,571,111,870	未収金	
100,000	有価証券	
53,750,272	貯蔵品	
100,175,453	その他流動資産	
	(固定負債)	
	引当金	44,268,000
	(流動負債)	
	未払金	338,322,731
	預り金	37,904,948
	その他流動負債	5,695,569
	(資本金)	
	自己資本金	4,232,855,797
	借入資本金	5,839,550,732
	(剩余金)	
	資本剰余金	430,969,922
2,885,655,211	資本損	
	(病院事業収益)	
	医業収益	4,130,563,152
	医業外収益	847,844,060
	特別利益	1,753,835
	(病院事業費用)	
3,993,253,786	医業費用	
144,028,016	医業外費用	
4,780,793	特別損失	
15,909,728,746	合計	15,909,728,746

(2) 秋田市水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
上 水 道 事 業 収 益	7,640,516,000	3,815,918,555	49.9
営 業 収 益	7,510,174,000	3,776,054,599	50.3
営 業 外 収 益	130,332,000	39,863,956	30.6
特 別 利 益	10,000	—	—
簡 易 水 道 事 業 収 益	363,520,000	126,350,189	34.8
営 業 収 益	277,255,000	126,350,189	45.6
営 業 外 収 益	86,265,000	—	—
合 計	8,004,036,000	3,942,268,744	49.3

支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
上 水 道 事 業 費 用	7,451,984,000	2,042,085,919	27.4
営 業 費 用	6,088,855,000	1,430,844,890	23.5
営 業 外 費 用	1,349,997,000	605,908,536	44.9
特 別 損 失	11,332,000	5,332,493	47.1
予 備 費	1,800,000	—	—
簡 易 水 道 事 業 費 用	401,559,000	109,861,962	27.4
営 業 費 用	276,374,000	48,563,366	17.6
営 業 外 費 用	124,464,000	61,035,765	49.0
特 別 損 失	262,831	262,831	100.0
予 備 費	458,169	—	—
合 計	7,853,543,000	2,151,947,881	27.4

イ 資本的収支

収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
上 水 道 資 本 的 収 入	2,453,379,000	777,147,000	31.7
企 業 債	1,773,300,000	585,800,000	33.0
出 資 金	79,809,000	32,524,000	40.8
補 助 金	206,018,000	—	—
固 定 資 産 売 却 代 金	10,000	—	—
負 担 金 及 び 寄 附 金	394,242,000	158,823,000	40.3
簡 易 水 道 資 本 的 収 入	419,742,000	3,402,000	0.8
企 業 債	184,500,000	—	—
出 資 金	93,546,000	—	—
補 助 金	135,000,000	—	—
負 担 金 及 び 寄 附 金	6,696,000	3,402,000	50.8
合 計	2,873,121,000	780,549,000	27.2

支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
上 水 道 資 本 的 支 出	4,841,304,000	1,736,699,447	35.9
建 設 改 良 費	2,050,911,000	126,417,400	6.2
企 業 債 償 還 金	2,790,393,000	1,610,282,047	57.7
簡 易 水 道 資 本 的 支 出	514,333,000	70,976,655	13.8
建 設 改 良 費	364,558,000	735,420	0.2
企 業 債 償 還 金	149,775,000	70,241,235	46.9
合 計	5,355,637,000	1,807,676,102	33.8

(2) 秋田市水道事業会計試算表(平成17年9月30日現在)

(単位:円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
60,841,452,938	(固定資産)	
4,648,145,533	有形固定資産	
2,144,629,431	無形固定資産	
577,612,477	(流动資産)	
2,374,000	現金・預金	
43,449,070	未収金	
280,000,000	有価証券	
468,515,280	貯蔵品	
35,131,407	短期貸付金	
869,800	前払金	
	その他の流动資産	
	(繰延勘定)	
	開発費	
	(固定負債)	
	引当金	1,620,886,491
	(流动負債)	
	未払金	13,898,640
	預り金	207,701,235
	その他の流动負債	191,216,155
	(資本金)	
	自己資本金	5,611,305,970
	自借入資本金	32,737,388,999
	(剩余金)	
	資本剩余金	26,672,272,581
	利益剰余金	350,536,271
	(上水道事業収益)	
	営業収益	3,598,494,946
	営業外収益	39,818,193
1,402,289,219	(上水道事業費用)	
605,908,536	営業費用	
5,080,759	営業外費用	
	特別損失	
	(簡易水道事業収益)	
	営業収益	120,464,450
	(簡易水道事業費用)	
47,239,394	営業費用	
61,035,765	営業外費用	
250,322	特別損失	
71,163,983,931	合計	71,163,983,931

(3) 秋田市交通事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収入

(単位:円、%)

科 目	年 間 予 算 額	上 期 収 入 額	執 行 率
自動車運送事業収益	100,157,000	55,288,062	55.2
営業収益	58,032,000	25,434,126	43.8
営業外収益	42,125,000	29,853,936	70.9

支出

(単位:円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執行率
自動車運送事業費用	701,034,000	200,105,653	28.5
営業費用	685,705,000	196,345,380	28.6
営業外費用	12,329,000	3,760,273	30.5
予備費	3,000,000	—	—

(2) 秋田市交通事業会計試算表(平成17年9月30日現在)

(単位:円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固定資産)	
1,603,612,882	有形固定資産	
80,600	無形固定資産	
2,700,000	投	
	(流动資産)	
2,370,415	現金・預金	
14,753,935	未収金	
200,000	有価証券	
2,211,100	前払金	
	(流动負債)	
1,859,774,704	一時借入金	780,000,000
	未預り金	24,008,722
	(資本金)	2,725,740
	自己資本金	2,209,344,637
	(剩余金)	614,442,128
	資本剰余金	
	欠損	
	(自動車運送事業収益)	
	営業収益	25,434,126
	営業外収益	29,853,936
	(自動車運送事業費用)	
196,345,380	営業費用	
3,760,273	営業外費用	
3,685,809,289	合 計	3,685,809,289

(4) 秋田市下水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収入

(単位:円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執行率
下水道事業収益	10,053,508,000	7,184,384,133	71.5
営業収益	7,470,300,000	4,997,857,776	66.9
営業外収益	2,563,593,000	2,186,526,357	85.3
特別利益	19,615,000	—	—

支出

(単位:円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執行率
下水道事業費用	9,983,564,000	2,655,879,492	26.6
営業費用	6,508,831,000	954,331,436	14.7
営業外費用	3,450,119,000	1,679,638,507	48.7
特別損失	22,064,000	21,909,549	99.3
予備費	2,550,000	—	—

イ 資本的収支

収入

(単位:円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執行率
資 本 的 収 入	11,134,601,642	1,863,662,718	16.7
企 業 債	8,032,400,000	1,171,700,000	14.6
出 資 金	954,328,000	477,166,000	50.0
補 助 金	1,721,480,000	—	—
負 担 金	420,988,642	214,791,468	51.0
固 定 資 産 売 却 代 金	5,405,000	5,250	0.1

※収入額には前年度からの繰越分を含む。

支出

(単位:円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執行率
資 本 的 支 出	15,183,118,370	4,383,563,283	28.9
建 設 改 良 費	6,868,815,370	970,237,993	14.1
企 業 債 償 戻 金	8,314,303,000	3,413,325,290	41.1

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市下水道事業会計試算表(平成17年9月30日現在)

(単位:円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固定資産)	
185,493,536,537	有形固定資産	
9,651,441,845	無形固定資産	
	(流動資産)	
1,942,253,899	現金・預金	
766,686,418	未収金	
372,637,600	前払金	
72,737,586	その他の流動資産	
	(固定負債)	
	企業債	283,490,707
	引当金	12,095,000
	(流動負債)	
	未払金	94,991,644
	その他の流動負債	128,539,628
	(資本金)	
	自己資本金	13,263,544,303
	借入資本金	103,898,579,691
	(剩余金)	
	資本剰余金	76,331,816,019
150,951,249	資本損	
	(下水道事業収益)	
	営業収益	4,872,397,404
	営業外収益	2,186,519,866
	(下水道事業費用)	
920,971,073	営業費用	
1,679,638,507	営業外費用	
21,119,548	特別損失	
201,071,974,262	合計	201,071,974,262

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田市水道記念館（仮称）関連業務委託について、次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

平成18年1月11日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 業務概要

- (1) 事業名 秋田市水道記念館（仮称）関連業務委託
- (2) 事業内容 秋田市水道記念館（仮称）関連業務
- (3) 履行期限 平成18年5月31日(火)

2 参加資格

- プロポーザルの提出者は、次の全ての事項を満たしている者とする。
- (1) 秋田市に本社を有すること。
 - (2) 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
 - (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 秋田市の指名停止期間中でないこと。
 - (5) 過去10年間に本業務と同種の業務実績があること。

3 プロポーザルの特定基準

評価項目（配点）	評価事項
1 会社の実力 (業務経歴等) 30点	(1) 主要業務実績、受賞実績 (2) 技術者数、有資格者数、配置予定者の資格 (3) 加盟団体等
2 担当チームの対応 (業務実施方針 および提案) 70点	(1) 説明書の理解度 (2) 提案の的確性・独創性・実現性 (3) 提案に対する意欲

4 手続き等

(1) 担当部局

〒010-0945 秋田市川尻みよし町14番8号
 「秋田市水道記念館（仮称）関連業務委託審査委員会」事務局
 秋田市上下水道局総務課企画情報係
 T E L 823-8434
 F A X 824-7414

(2) 説明書の交付期間および方法

平成18年1月11日(火)から平成18年2月7日(火)まで
 秋田市上下水道局ホームページにて公開

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws/default.htm>

(3) 応募登録書の提出期限、提出場所および方法

平成18年1月25日(火) 17時00分
 提出場所は上記4(1)と同じとし、持参又は郵送（配達記録郵便等）すること。

(4) プロポーザルの提出期限、場所および方法

平成18年2月7日(火) 15時00分
 提出場所は上記4(1)と同じとし、持参すること。

5 その他

- (1) 契約書作成の要否：要
- (2) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の

委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：
 有（秋田市水道記念館（仮称）関連業務委託）

- (3) 関連情報を入手するための照会窓口：上記4(1)に同じ。
- (4) 詳細は、プロポーザル説明書による。

秋田市上下水道局公告

次のとおり公共下水道山王北幹線築造工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成18年1月17日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工事番号 下管渠 第115号
- (3) 工事名 公共下水道山王北幹線築造工事
- (4) 工事場所 山王一丁目地内ほか
- (5) 工事概要 泥水式推進工

（仕上り内径2,200mm） L=296.5m
 特殊マンホール工 1箇所
 立坑工 1箇所
 付帯工 一式

(6) 工事期限 平成18年3月31日(金)まで

(7) 予定価格 231,229,000円（消費税別）

(8) 開札予定期日 平成18年2月15日(火)

(9) 契約予定期日 平成18年2月21日(火)

- (10) 注意事項
 - ア この入札は電子入札により執行する。
 - イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

ウ 本市では、設計金額が5千万円以上の工事について、低入札価格調査制度を採用している。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時において、秋田市に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。かつ、その申

請が有効期間満了日を経過していないこと。

イ 特定建設業の許可（土木工事業）を有すること。

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査（直近の審査結果通知書）の土木一式工事の総合評定値（P）が1,400点以上であること。

エ 過去10年以内に国内において泥水式推進工法（内径2,200mm以上のものに限る）による下水道管渠建設工事の元請けの実績があること。

オ 秋田市内に営業所（建設業法第3条第1項に規定するもの）を有すること。

カ 土木工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

キ 土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

ク 指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

ア 公告日時において、秋田市的一般土木工事のA級に等級格付けされていること。かつ、当該工種の総合点数が850点以上であること。

イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。

ウ 特定建設業の許可（土木工事業）を有すること。

エ 土木工事業の許可を有しての営業年数が6年以上あること。

オ 土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

カ 指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 本入札に参加しようとする共同企業体は、平成18年1月30日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1（省略））（代表者の直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを添付のこと。）
- イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2（省略））の写し
ウ 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。）（様式3（省略））
- エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。）（様式4（省略））
オ 誓約書（様式5（省略））
- (2) 本入札は電子入札により執行するため、参加しようとする共同企業体は(1)に掲げる申請書等と合わせ、電子証明書の購入の手続に必要な次に掲げる書類を提出しなければならない。なお、共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、共同企業体として電子証明書を購入しなければならない。
- ア BizLink電子認証サービスDタイプ電子証明書利用申請書（JV）
イ 代表者となる者の印鑑登録証明書の原本（発行日から3ヶ月以内のもの）
ウ 委任状（代表者から支店・営業所等へ委任されている者に限る）

(3) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成18年1月17日(火)から平成18年1月30日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市役所財政部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。また、3の(2)についてはエヌ・ティ・ティ・ビズリンク株式会社のホームページ（http://www.nttbiz.com/service/ca/bizca/aki-ca/page_jv.html）から入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 上下水道局事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成18年2月7日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。
- (4) 3の(2)により取得する電子証明書は指名の有無にかかわらず申請者に送付される。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、下記に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 財團法人秋田市総合振興公社 住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号（市役所山王別館1階）
電話 018-863-2581 FAX 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成18年1月17日(火)から平成18年2月1日(火)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 8,350円（設計書550円、図面7,800円）（税込）（CD-ROM無）
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること）により、平成18年2月1日(火)までにFAXで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取ること。ただし販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である。（無料）
- (8) 閲覧期間 平成18年1月17日(火)から平成18年2月14日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること）を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。

(4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市役所財政部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、平成17年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成18年1月24日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正敏
賦課対象区域

金足追字海老穴、下新城中野字屋越、下新城中野字前谷地、飯島鼠田一丁目、飯島字飯島水尻、飯島字長山下、将軍野青山町、新藤田字中山台、新藤田字高梨台、新藤田字治郎沢、手形字中台、

手形山崎町、手形字大松沢、手形字大沢、広面字高田、広面字屋敷田、広面字谷内佐渡、広面字川崎、下北手松崎字大沢田、下北手松崎字大巻、東通館ノ越、楮山太田町、茨島四丁目、茨島七丁目、仁井田本町二丁目、浜田字館ノ丸、浜田字宮田沢、浜田字滝ノ浦、浜田字境川、四ツ小屋末戸松本字堂ノ前、四ツ小屋末戸松本字向野、河辺豊成字虚空藏大台滝、河辺豊成字一ノ割、河辺豊成字大川越、河辺戸島字大古川および河辺畠谷字丸山の各一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地または排水可能となる土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成18年1月27日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正敏

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

番号	物 件 名	納 品 場 所	履 行 期 間
第26号	活性炭	秋田市上下水道局八橋下水道終末処理場、大平台・仁別浄化センター、外旭川・御野場・仁井田ポンプ場内の局が指定した場所	契約日から 平成18年3月24日まで

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと

ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 秋田市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年2月10日(金) 午前10時00分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局

入札保証金 免除

契 約 日 平成18年2月14日(火)

注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税による課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成18年2月3日(金)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成18年1月27日(金)から平成18年2月3日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書・入札書・委任状等

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成18年2月7日(火)に通知する。

5 仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成18年1月27日(金)から平成18年2月9日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434